

認可保育所・小規模保育施設・家庭的保育施設

入園のしおり(令和 6 年度)

このしおりは、東久留米市の保育施設の入所及び転所申込についてのご案内が記載されています。必ずご一読の上、お申込みください。

4月一次申込の窓口受付は期日指定による事前予約制となります。ご予約はこちら→



《令和6年度保育実施クラス表》

生年月日	クラス年齢
H30.4.2 ~ H31.4.1 (2018) (2019)	5歳
H31.4.2 ~ R2.4.1 (2019) (2020)	4歳
R2.4.2 ~ R3.4.1 (2020) (2021)	3歳
R3.4.2 ~ R4.4.1 (2021) (2022)	2歳
R4.4.2 ~ R5.4.1 (2022) (2023)	1歳
R5.4.2 ~ (2023)	0歳

※申請の際は上記のクラス年齢で申請してください。

《令和6年度申請期間一覧》

入園希望月	申請期間
4月(一次)	令和5年 11月 6日 ~ 12月 6日 消印有効
4月(二次)	令和6年 2月 8日 ~ 2月 16日 必着
5月	令和6年 3月 25日 ~ 4月 10日 必着
6月	令和6年 4月 25日 ~ 5月 10日 必着
7月	令和6年 5月 27日 ~ 6月 10日 必着
8月	令和6年 6月 25日 ~ 7月 10日 必着
9月	令和6年 7月 25日 ~ 8月 13日 必着
10月	令和6年 8月 26日 ~ 9月 10日 必着
11月	令和6年 9月 25日 ~ 10月 10日 必着
12月	令和6年 10月 25日 ~ 11月 11日 必着
1月	令和6年 11月 25日 ~ 12月 10日 必着
2月	令和6年 12月 25日 ~ 令和7年1月 10日 必着

※要支援児保育申請の申請期間は21ページを参照してください。

※本文中、(★)マークのついている書類については、東久留米市のホームページよりダウンロードすることができます。

(トップページ オンラインサービス>申請書ダウンロード>保育)



湧水の妖精
るるめちゃん

東久留米市地域資源 PR キャラクター

東久留米市

子ども家庭部 子育て支援課

〒203-8555

東久留米市本町 3-3-1

【電話番号】042-470-7745(直通)

【HP】<https://www.city.higashikurume.lg.jp/>

(切り取って、申請書郵送の際の

あて先ラベルとして、ご利用ください) ↓

203-8555

東久留米市役所 子育て支援課 行

保育施設入所申請書類 在中

《認可保育施設空き状況》



もくじ

1	前年度からの変更点	1
	利用者支援員相談のご案内	3
2	教育・保育施設の分類について	4
3	東久留米市内の保育施設一覧	5
4	教育・保育給付認定申請について	8
5	認可保育所・小規模保育施設・家庭的保育施設の入所について	10
6	認可保育施設の申請に必要な書類について	14
7	申請書記入上の注意点について	16
8	申し込みにおける注意事項	20
9	入所利用調整について(保育の実施基準指数表)	22
10	市外からの入所申請・市外施設への入所申請	24
11	保育サービスの施設整備・運営及び提供体制について	25
12	利用者負担額(保育料)について(0歳～2歳児クラス)	26
13	市内認可保育所の給食食材料費について(3歳～5歳児クラス)	29
14	認可保育所・小規模保育施設・家庭的保育施設利用に関するご案内	30
15	その他の保育サービスのご案内	37
16	幼稚園・認定こども園の入園について	38
17	保育施設入所に関するQ&A	43
	保育施設マップ	裏表紙

1 前年度および令和 6 年 3 月からの変更点

(1)令和6年5月から令和7年2月までの入所申請期間が変更になります

令和6年度例月の入所申請は、入所希望月の前々月25日～前月10日必着（土・日・祝日の場合翌営業日）が申請期間となります。利用調整会議は前月15日頃行います。

なお、空き状況公表については前月1日（土・日・祝日の場合翌営業日）です。

(2)第二子利用者負担額の無償化について

東京都実施の多子世帯補助事業拡大に伴い、第二子の利用者負担額が令和5年10月から無料となりました。

(3)ちゅうおう保育園の民間活力導入について

《変更前》

令和6年度に公募型プロポーザル方式により事業者を選定し、令和8年4月に公私連携型保育所に移行する計画です。移行後は事業者が引き続き現園舎にて保育を行い、原則として令和11年度に園舎の建て替えに工事着手します。詳細は 25 ページをご確認ください。

《変更後》

令和8年度に公募型プロポーザル方式により事業者を選定し、令和11年4月に公私連携型保育所に移行する計画です。移行後は事業者が引き続き現園舎にて保育を行い、原則として令和14年度に園舎の建て替えに工事着手します。詳細は 25 ページをご確認ください。

※下記ページも同様に上記内容に変更となります

P. 5 「3 東久留米市内の保育施設一覧」

上段の「お知らせ」

P. 25 「11 保育サービスの施設整備・運営及び提供体制について」

中段の「■ちゅうおう保育園について」

(4)定員数および閉園について

(1) はくさん保育園・はちまん保育園・久留米みのり保育園・なかよし保育園・たんぽぽ保育園

おだ家庭保育室の定員数に変更となります。

(2) なかよし保育園・にしじま家庭保育室が令和7年3月末日をもって閉園予定です。



利用者支援員相談をご利用ください

市内の保育サービスや保育園入所について利用者支援員がご案内しています。じっくりゆっくり聞きたい・・・そんな方はぜひご利用ください。

※令和6年4月1日～

*連絡先 こども家庭センター 利用者支援員

☎ 042-420-6741

*相談場所 わくわく健康プラザ こども家庭センター

*日時 平日(土日祝日、年末年始を除く)

午前8時30分～午前11時30分

午後1時～午後4時30分



不在の場合やお待たせすることがあるため、予約をおすすめします。

ご連絡の際は「利用者支援員相談」とお伝えください。



保育園や幼稚園の入所についていろいろ聞きたい



子どもと一緒に遊べる場所はあるかしら



一時的に子どもを預けられる施設を知りたい



子どもの成長・発達が気になったらどこに相談したらいいか教えて!



保育園や幼稚園の入園に関すること、子育て中の疑問や心配など・・・どこに聞けばいいか迷った時には、お気軽に利用者支援員相談をご利用ください。



利用者支援員相談については、ホームページにも掲載されています。子育てミニガイド・子育て支援だよりははこちらからもお読みいただけます。バックナンバーもどうぞご覧ください。

市 HP



2 教育・保育施設の分類について

○東久留米市内にある教育・保育施設の分類は以下の通りとなります。

施設類型	対象年齢	申請先	特徴
認可保育所	0～5歳児	市役所	児童福祉法に基づき設置された(定員20名以上)施設です。施設設備や人員配置などは定められた基準に沿って運営されています。
小規模保育施設	0～2歳児	市役所	市から認可された保育事業者が、きめ細やかな保育を行う、少人数の施設です。(定員6～19名)
家庭的保育施設	0～2歳児	市役所	市から認可された保育事業者が、自宅等において家庭的な雰囲気のもとで保育を行う施設です。(定員5名以下)
幼稚園	満3～5歳児	各施設	小学校以降の教育の基礎をつくるために、幼児を保育しその心身の発達を助長することを目的として、学校教育法に基づき設置された施設です。 毎日の教育時間はおおむね9時から14時までが一般的で、降園後の預かり保育を実施している施設もあります。 ※東久留米市に公立の幼稚園はありません。
認定こども園	満3～5歳児	各施設	認定こども園は、幼児教育機能と保育機能の両方を兼ね備えた施設です。教育・保育を一体的に受けられます。 東久留米市にある認定こども園は幼稚園型認定こども園です。市外の施設でも入園可能ですが、あらかじめ市から教育・保育給付認定を受ける必要があります。
東京都認証保育所(A型)	0～5歳児	各施設	面積基準や人員配置などについて、東京都独自の基準を満たした施設です。 保護者と施設が直接利用契約をします。 市外の施設も利用可能です。
企業主導型保育施設	0～5歳児	各施設	内閣府の定める基準を満たした施設です。 定員に、従業員枠と地域枠を設けています。 保護者と施設が直接利用契約をします。 市外の施設も利用可能です。

★ 申請する前に、施設見学に行きましょう ★

保育施設はお子さんの生活の場となる大切な場所です。施設見学は、入所前に実際の保育の様子や環境、通っている子どもたちの様子を見ることができる大切な機会となります。

施設によって、特長や雰囲気、開所時間等も異なります。見学の場で施設の職員とふれあい、入所後の生活をイメージしてみましょう。

～厚生労働省「よい保育施設の選び方十か条」より抜粋～

- 1 まずは情報収集を
- 2 事前に見学を
- 3 見た目だけで決めないで
- 4 部屋の中まで入って見て
- 5 子どもたちの様子を見て
- 6 保育する人の様子を見て
- 7 施設の様子を見て
- 8 保育の方針を聞いて
- 9 預けはじめてからもチェックを
- 10 不満や疑問は率直に



3 東久留米市内の保育施設一覧

◀ 認可保育所 ▶

受付窓口	東久留米市役所子育て支援課（市役所2階）
0歳児の入所月齢	公設公営：生後6か月～ 公設民営・私立：生後57日目～
短時間保育時間	認可保育所の短時間保育時間は、午前8時半～午後4時半です。
延長保育	延長保育の利用は原則として満1歳を迎えてからとなります。利用の際は、別途延長保育料がかかります。 詳細は31～33ページをご確認ください。
お知らせ	◆ ちゅうおう保育園は、令和11年4月より公私連携型保育園に移行する予定です。

分類	施設名	所在地	電話番号 (042)	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	定員	開所時間 (延長保育時間含む)
公設 公営	はくさん	下里3-2-23	473-9643	6	15	18	21	44		104	午前7時～午後7時
	はちまん	八幡町2-14-22	473-7930	6	15	18	21	44		104	午前7時～午後6時半
	まえさわ	前沢1-5-30	473-7910	6	15	18	20	42		101	午前7時～午後6時半
	ちゅうおう ◆	中央町1-2-4	475-0561	9	15	18	20	42		104	午前7時～午後7時
公設 民営	ひばり (福)豊川保育園	ひばりが丘団地8-10	463-6655	9	15	18	20	48		110	午前7時～午後8時
	たきやま (福)久留米みのり保育園	滝山6-1-2	473-3920	9	15	18	20	42		104	午前7時～午後6時半
	上の原さくら (福)ユウカリ福祉会	上の原1-2-44	477-1359	9	18	20	20	43		110	午前7時～午後8時
私 立	久留米みのり (福)久留米みのり保育園	大門町1-3-4	473-1000	18	24	30	30	60		162	午前7時～午後6時半
	あそか (福)慈光会	下里4-1-21	473-3971	9	15	18	22	46		110	午前7時～午後7時
	滝山しおん (福)しおん保育園	滝山7-5-12	473-4133	6	12	12		60		90	午前7時～午後7時
	下里しおん (福)しおん保育園	下里7-8-20	474-2910	7	15	23	24	48		117	午前7時～午後7時
	くるみ (福)聖心会	柳窪2-15-6	474-5307	15	23	23	23	46		130	午前7時～午後6時半
	Nicot東久留米 (株)こどもの森	東本町1-8 Emio東久留米1F	472-2521	6	10	11	11	22		60	午前7時～午後8時
	わらべみなみ (福)清心福祉会	南町1-8-51	451-7373	12	20	24	25	50		131	午前7時～午後8時
	いちご NPO法人 いちごの会	本町1-5-15	471-9115	6	10	11	11	22		60	午前7時～午後8時
	かたばみ (学)小金井学園	前沢1-4-35	479-4000		15	18				33	午前7時半～午後6時半
	東久留米おひさま (福)おひさま会	幸町1-21-14	420-9781	15	19	24	24	48		130	午前7時～午後8時
	こでまり (学)小金井学園	中央町2-3-57	420-1147	15	19	21	25	50		130	午前7時～午後8時
	トレジャーキッズ ひがしくるめ (株)セリオ	新川町1-9-14サンライズ	420-5080	9	12	12	13	26		72	午前7時～午後7時
	わらべ東久留米 (福)清心福祉会	幸町1-1-24	470-8778	18	25	30	35	50		158	午前7時～午後8時
	まなびの森保育園 ひばりヶ丘 (株)こどもの森	学園町1-14-23	439-3430	6	14	15	15	30		80	午前7時～午後8時

※定員数は令和6年3月時点で各施設から報告のあった定員数を記載しています。実際の受入れ人数とは異なる場合があります。

≪ 小規模保育施設(地域型保育施設) ≫

受付窓口	東久留米市役所子育て支援課(市役所2階)
施設の受入年齢	0～2歳児 ※なかよし保育園、つくし保育園、わらべ東久留米駅前保育園、たんばぼ保育園には、0歳児クラスはありません。
0歳児の入所月齢	生後57日目～
延長保育	延長保育の利用は原則として満1歳を迎えてからとなります。利用の際は、別途延長保育料がかかります。詳細は34、35ページをご確認ください。

施設類型	小規模保育施設	所在地	電話番号 (042)	定員	開所時間	短時間保育時間
A型	おひさま保育室	浅間町1-11-10	423-1805	17	午前7時半～午後7時	午前9時～午後5時
	東久留米みさと保育園	本町2-3-1	479-4937	19	午前7時～午後7時	午前9時～午後5時
	なかよし保育園 ※ (令和7年3月末閉園予定)	神宝町1-17-12	472-2872	8	午前7時～午後7時	午前8時半～午後4時半
	どれみ保育園東久留米西口	本町1-12-26ユアコート 東久留米パークビュー1F	420-5460	19	午前7時半～午後7時半	午前8時半～午後4時半
	ひよこルーム	東本町16-2 カーサプランカ久仁102	449-1296	19	午前7時～午後7時	午前8時半～午後4時半
	つくし保育園 ※	東本町14-21 2階	475-3353	19	午前7時～午後7時	午前8時半～午後4時半
	NICOLANDはいくえん東久留米	本町1-13-1 コンフォール東久留米1階	470-3227	19	午前7時～午後7時	午前8時半～午後4時半
	ひがしくるめ大門町保育園	大門町1-1-1 1F	474-0506	19	午前7時～午後7時	午前8時半～午後4時半
	わらべ東久留米駅前保育園 ※	新川町1-4-18 わかさとビル201	470-1181	19	午前7時～午後7時	午前8時半～午後4時半
B型	たんばぼ保育園 ※	金山町2-10-20	471-7402	12	午前7時半～午後6時半	午前8時半～午後4時半
C型	げんき保育室	柳窪4-13-20	420-9237	6	午前9時～午後5時	

≪ 家庭的保育施設(地域型保育施設) ≫

受 付 窓 口	東久留米市役所子育て支援課（市役所2階）		
施設の受入年齢	0～2歳児	0歳児の入所月齢	生後57日目～

家庭的保育施設	所在地	電話番号	定員	開所時間
ささき家庭保育室 かていほいくしつ	浅間町3-3-13	080-3127-5932	5	午前8時半～午後5時
たなか家庭保育室(ピコロ) かていほいくしつ	中央町3-22-55	090-4371-4950	5	午前8時半～午後5時
にしじま家庭保育室 (令和7年3月末閉園予定) かていほいくしつ	学園町1-14-31	090-8808-0624	5	午前8時半～午後5時
きむら家庭保育室(さくら) かていほいくしつ	南町4-3-22	070-6550-4316	5	午前8時半～午後5時
おだ家庭保育室 かていほいくしつ	柳窪4-10-14	080-4115-6825	4	午前8時半～午後5時
あだち家庭保育室 かていほいくしつ	柳窪2-11-26	090-8058-4118	5	午前8時半～午後5時

小規模保育施設C型・家庭的保育施設を利用する場合、保育必要量は短時間認定になります。

入園するお子さんの保育時間は、各施設の開所時間のうち、最大8時間となります。

. << 認可外保育施設 >>

受付窓口 **各施設へ直接申請してください。** ※施設と保護者の直接契約となります。

入所について
 ・最新の空き状況、入所手続き方法は直接施設にお問い合わせください。
 ・0歳児の入所月齢は施設によって異なります。

保育料
 ・開所時間のうち、延長保育部分は別料金がかかります。
 ・保育料は施設ごとに異なります。詳細は施設へお問い合わせください。

分類	施設名	所在地	電話番号 (042)	対象年齢	定員	施設開所時間
東京都認証 保育所A型	東久留米プチ・クレイシュ	東本町15-2 プランシール第3東久留米1階	475-0770	0～5歳児	30	午前7時～午後8時
	ぼけっとランド南沢	南沢5-17-62 イオンモール内	451-7138	0～5歳児	40	午前7時半～午後8時半
企業主導型 保育施設	BunBun保育園	本町3-9-1 日神パレスステージ102-2	472-4113	0～2歳児	12	午前7時～午後8時
	BunBun保育園Ⅱ	幸町3-2-3	479-4115	0～5歳児	30	午前7時～午後8時

お知らせ

1. 当市の認可保育施設（認可保育所、認定こども園（2号枠）、小規模保育施設、家庭的保育施設）の入所申請をする場合、認可外保育施設の在園期間に応じて調整指数に加点されます。（調整指数10番）

<<対象>>

東京都認証保育所、定期利用保育施設、企業主導型保育所（自社枠除く）、都道府県知事に届け出をしている認可外保育施設へ入所された方（市外の施設も対象になります。）

※月極め契約していることが条件となり、一時保育利用は対象外です。

<<注意事項>>

加点には、認可外保育施設等入所証明書（東久留米市様式）（★）の提出が必要です。

2. 3歳児クラス以上の保育料は月額37,000円まで、0～2歳児クラスで住民税非課税世帯の保育料は、月額42,000円まで無償化の対象となります。詳しくは、別冊「幼児教育・保育等の利用料制度のご案内」をご確認ください。
3. 認可外保育施設の保育料（無償化対象世帯の場合は、無償化後の金額）を助成しています。
 詳細は、子ども家庭部 子育て支援課へお問い合わせください。電話：042-470-7745(直通)



4 教育・保育給付認定申請について

●教育・保育給付認定申請とは●

教育・保育給付認定申請はお子さんの保育の必要性を、お子さんの年齢、保護者の状況、利用希望施設の種類によって区別するものです。教育・保育給付認定申請をされた方には、「保育の必要性」を認定し、認定証を交付します。

認定証は認可保育施設との契約時に必要となる場合がありますので、大切に保管してください。

認定区分	年 齢	保護者の状況	利 用 施 設	認定証の有効期間※
1 号	満3歳以上	(新制度) 幼稚園・認定こども園を希望される方	(新制度) 幼稚園 認定こども園	小学校就学前まで
2 号	満3歳以上	「保育を必要とする理由」(下記)に該当し、認可保育所等での保育を希望される方	保育所 認定こども園	
3 号	満3歳未満		保育所 小規模保育施設 家庭的保育施設	満3歳の誕生日の前々日まで

《保育を必要とする事由(要件)》

すべての保護者が、以下の事由(要件)のいずれかに該当することが必要です。

■家庭の外または中で仕事をしている場合

※少なくとも月に48時間以上(週3日以上かつ1日4時間以上)就労していることが必要です。

■出産前後の場合(出産予定月とその前後2か月間の計5か月以内)

■病気、負傷、障害がある場合

■長期療養中や障害のある方の看護、介護にあたっている場合

■災害(火災・震災・風水害等)の復旧にあたっている場合

■求職活動(起業準備を含む)を行っている場合で利用開始後3か月以内に就労する場合

■仕事が決まっている場合で利用開始月の月末までに就労を開始する場合

■就学している場合(職業訓練校・大学・専門学校等)

※カルチャーセンターや、通信教育での学習は要件とはなりません。

■その他、上記に類する状態として市が認める場合

※認定証の有効期間

・認定証の有効期間は認定証に記載されています。ただし認可保育施設入所中に満3歳となった場合は、3号認定証を2号認定証とみなし、有効期限は就学前までとなります。(2号に変更後の認定証が必要な場合は、子育て支援課にご連絡ください。)

・事由(要件)の変更により、認定期間が変更となる場合があります。

・基本的には上記の事由(要件)が継続している間は認定が有効となりますが、求職活動により認定をされた場合は、求職活動開始(退職した場合は退職後)から3か月となります。

《認定内容の変更について》

・保育必要量の変更は月単位です。月途中で状況に変動があった場合、翌月から必要量を変更します。

※利用者負担額も保育必要量に応じて、月単位で変動します。

・認定を受けた後に、認定証の内容(氏名、住所、認定区分、保育を必要とする事由、保育の必要量等)に変更が生じた場合には、子育て支援課までご連絡ください。

●「保育の必要量」区分について●

保育施設を利用する場合、以下の区分によって保育施設の利用時間、利用料金が区別されます。

保育の必要量	1日当たりの利用時間	対象となる世帯
保育標準時間	最長 11時間	保護者それぞれの就労時間合計が週30時間以上の世帯 またはそれに準ずる事由に該当する世帯
保育短時間	最長 8時間	保護者それぞれの就労時間合計が週30時間未満の世帯 またはそれに準ずる事由に該当する世帯

※就労時間合計が週 30 時間未満の場合でも、勤務時間の都合により延長保育が恒常的に発生する場合には、保育標準時間で認定されることもあります。

《保育標準時間と保育短時間利用時間》

A. 保育標準時間利用

保育施設開所時間のうち、施設の指定する11時間が通常利用できます。ただし、実際の保育時間は就労等の実態に合わせて保育の必要な時間を施設と保護者で相談の上、決定します。

← 11時間 →	
通常利用（就労等の実態にあわせて必要な利用を行う）	延長保育
← 保育施設開所時間 →	

B. 保育短時間利用

保育施設開所時間のうち、施設の指定する8時間が通常利用できます。ただし、実際の保育時間は就労等の実態に合わせて保育の必要な時間を施設と保護者で相談の上、決定します。

	← 8時間 →	
延長保育	通常利用	延長保育
← 保育施設開所時間 →		

※通常利用時間以外の利用は延長保育料がかかります。（各施設の短時間保育時間については施設一覧をご覧ください。）

※家庭的保育施設及び小規模保育施設 C 型の場合、在園中は全員、保育短時間認定となります。

《保育を必要とする事由ごとの利用時間》

通常利用できる時間は、保護者それぞれの保育を必要とする事由ごとに以下のとおり分かります。父母それぞれの事由が保育標準時間と保育短時間に分かれる場合は、保育短時間とします。

保育を必要とする事由	保育標準時間利用	保育短時間利用
就労している場合	勤務時間が月120時間以上	勤務時間が月120時間未満
育児休業中の場合	×	○
出産の前後の場合	○	△（希望により可）
疾病・障害がある場合	○	△（希望により可）
看護・介護をしている場合	看護・介護時間が月120時間以上	看護・介護時間が月120時間未満
災害復旧にあたっている場合	○	△（希望により可）
求職活動をする場合	×	○
就学をしている場合	就学時間が月120時間以上	就学時間が月120時間未満
上記以外の場合	要 相 談	

※状況により、上記の基準に関わらず標準時間に認定される場合があります。

※保育を必要とする事由により保育標準時間認定を受けられる場合でも、希望により保育短時間での利用が可能です。

5 認可保育所・小規模保育施設・家庭的保育施設の入所について

《令和6年度4月入所希望 一次申請》

【郵送・電子申請受付期間】：**令和5年11月6日(月)～令和5年12月6日(水)** 消印有効

- 郵送による申請時の注意点については、次ページをご覧ください。
- 電子申請については二次元コードをご確認下さい
- 募集人数は11月6日に公表します。

電子申請の
ご案内はこちら→



- ◆上記期間中、子育て支援課に設置する「認可保育施設入所申請書受付ポスト」に直接投函することもできます。
※「受付ポスト」に投函できるのは、市役所開庁時間中に限ります。

【窓口における相談を伴う対面での入所申請期間】：

日 程	時 間	会 場
11月24日(金)、11月28日(火)	午前9時～午後5時(最終受付午後4時半)	204会議室 (市役所2階)
11月27日(月)	午前9時～午後7時(最終受付午後6時半)	
11月25日(土)	午前9時～午後1時(最終受付午後0時半)	

- ◆特設会場にて対面での申請を希望される場合は、事前に予約が必要です。

(予約期間：**令和5年11月13日(月)～11月21日(火)午後5時まで**)

対面での申請の
ご予約はこちら→



※お電話でもご予約を承ります。(土・日・祝日を除く、午前10時～正午、午後1時～午後4時半)

- 申請時不足書類・希望変更届の最終提出期限は**令和5年12月22日(金)** 消印有効



《一次申請利用調整会議》

- 利用調整会議：提出された書類により算出した保育の実施基準指数+調整指数(22, 23 ページ)の高い方から決定します。

- 結果到着予定日：**令和6年2月6日(火)**

個人情報の観点から、お電話での調整結果の回答は致しかねます。2月7日(水)以降、書類が届かない場合はお問い合わせ下さい。

入所内定の場合

内定保留の場合

令和6年4月保育施設入所(一次)利用調整結果のお知らせ」をお送りします。

※初めて申請された方には、支給認定証もお送りします。

《令和6年度4月入所希望 二次申請》

- ・受付期間：**令和6年2月8日(木)～令和6年2月16日(金) 必着**
- ・受付場所：子育て支援課窓口(市役所2階)
- ・受付時間：午前8時半～午後5時 ※正午～午後1時及び土日の受付はありません。

- 希望施設変更も上記期間で受け付けます。

※一次で保留となっている方は、希望施設を変更する場合を除き、二次申請の必要はありません。

郵送の場合も
16日必着です

(次ページへ続く)



「二次申請利用調整会議」一次利用調整の保留者と二次申請者を対象に利用調整会議を行います。

●利用調整会議：一次の結果発送後に欠員がある施設のみ実施します。

●結果到着予定日：**令和6年3月6日(水)**

●希望施設変更受付期間：**令和6年3月6日(水)～令和6年3月13日(水)必着**

二次利用調整後、内定辞退者が出た場合や空きがある施設に対し、繰り上げで内定を出します。
上記期間の新規受付は行いません。

●繰り上げ内定の結果到着予定日：**令和6年3月18日(月)**

郵送の場合も
13日必着です

入所内定の場合

「利用調整結果通知(内定)」をお送りします。

※健康診断、面接のご案内を同封いたします。

※二次で初めて申請された方には、支給認定証もお送りします。

～入所までのながれ～

●健康診断の受診と施設での面接を受けていただきます。

※小規模保育施設及び家庭的保育施設は施設との契約に
必要ですので、面接時に「支給認定証」をご持参ください。

入所保留の場合

「入所保留通知書」をお送りします

※二次で初めて申請された方には、支給認定証もお送りします。

●待機児童名簿に登録されます

令和6年5月入所利用調整会議から

令和7年2月入所利用調整会議まで

毎月、審査の対象者となります。

※毎月の申請期間に合わせて、希望施設変更が可能です。

※5月以降については、内定した場合は内定通知をお送りしますが、保留の場合、通知は送付しません。

保留の証明が必要な場合は、子育て支援課窓口で
待機証明書を発行いたします。(無料)

「入所承諾通知」をお送りします。

4月1日より入所となります。

※利用者負担額(保育料)の通知は、4月10日頃にお送りします。

郵送申請の注意点

1. 送達を確認できる方法でお送りください

お送りいただいた書類について、受領証や申請控の返送は行いません。配達されたことを確認できるよう、簡易書留やレターパック、特定記録郵便等の方法をご利用ください。なお、郵送料は申請者の負担となります。

申請書類の控えが必要な場合は、提出前にコピーを取っておいてください。

2. 添付書類を十分ご確認の上、お送りください

投函前に、14、15ページを確認し、不足書類や記入漏れがないようにご確認ください。なお、4月入所一次申請に限り不足書類を追加で提出する際の締め切りを別に設けております。(10ページ参照)

3. 提出期限にご注意を

申請期間は、10ページに記載のとおりです。遅れた場合は審査の対象外となりますので、日にちに余裕をもってお送りください。

●0歳児(出産予定者)の仮申請● ※5月以降の仮申請はありません。

《対象》

- ・分娩予定日が判明し、令和6年4月1日時点で生後57日目に達している予定の子
(令和6年2月4日(日)までに分娩予定となっている場合は仮申請可能です)

《仮申請期間》

令和5年11月6日(月)～令和5年12月22日(金)消印有効

《申請の方法》

- (1) 申請する子が生まれる前に申請する場合、保護者の名前で仮申請します。申請書の「本人」欄には、『保護者氏名(仮申請)』と記載し、生年月日には出産予定日を記載してください。(下記の記入例参照)
- (2) 対象のお子さんがお生まれになりましたら出生届を提出後、必ず子育て支援課で本申請の手続きを行ってください。
申請に必要な書類については14,15ページをご覧ください。

本申請受付期限:令和6年2月16日(金)午後5時まで

《申請書の記入例》

① 世帯の状況・同居者全員を記入してください。・年齢は令和6年4月1日現在の年齢を記入して下さい。

区分	ふりがな 氏名	児童との 続柄	生年月日	年齢 (4/1)	職業・通学先(園)等
番号に○申請される児童の 認定申請を してください	ひがしくめ たろう	父	昭和・平成 年 月 日		
	東久留米 太郎				
	ひがしくめ はなこ	母	昭和・平成 年 月 日		
	東久留米 花子				
	ひがしくめ たろう(かりんせい)	本人	昭和・平成・令和 6年1月30日	0	
	東久留米 太郎(仮申請)				

出産予定日を記入する

注意事項

・出生前に入所内定した場合でも、実際の出生日が令和6年2月5日(月)以降となった場合は、令和6年4月1日に57日目に達していないため、入所することができなくなります。

その後、5月1日付入所をご希望の場合は、お子さんの名前で再度申請が必要です。5月以降の入所は通常通りの選考となり、優先度が上がることはありません。

・お子さんがお生まれになったあと、本申請受付期限までに本申請が無い場合も入所することができなくなりますので、十分にご注意下さい。

・4月(一次)の申請期間内に仮申請をしていない方で、令和5年12月22日(金)までに生まれたお子さんについては、12月22日までは入所申請を受け付けます。ただし、令和5年12月23日(土)以降に生まれたお子さんについては、仮申請がないと4月(一次)の受け付けはできません。この場合は4月(二次)以降の申請となります。
分娩予定日が判明しており、令和6年4月からの保育を希望される方は、十分ご注意ください。

《令和6年5月から令和7年2月までの入所申請》

受付期間及び受付場所

※郵送、窓口または電子申請(ぴたりサービス)でお申し込みができます。

入所希望月	申請期間	窓口受付時間	場所
5月	令和6年3月25日(月)～4月10日(水) 必着	午前8時半～午後5時 ※正午～午後1時を除く	子育て支援課 (市役所2階)
6月	令和6年4月25日(木)～5月10日(金) 必着		
7月	令和6年5月27日(月)～6月10日(月) 必着		
8月	令和6年6月25日(火)～7月10日(水) 必着		
9月	令和6年7月25日(木)～8月13日(火) 必着		
10月	令和6年8月26日(月)～9月10日(火) 必着		
11月	令和6年9月25日(水)～10月10日(木) 必着		
12月	令和6年10月25日(金)～11月11日(月) 必着		
1月	令和6年11月25日(月)～12月10日(火) 必着		
2月	令和6年12月25日(水)～令和7年1月10日(金) 必着		

※受付期間はいずれも、土曜日・日曜日・祝日を除きます。

※各月の空き状況は月初開庁日に、窓口及び市ホームページで、その時点の空き状況を公開します。

※郵送で申請される場合は、11ページの「郵送申請の注意点」をお読みください。

※個人情報の観点から、お電話での調整結果の回答は致しかねます。20日頃を過ぎても書類が届かない場合はお問い合わせ下さい。

《利用調整》

会議日：毎月15日頃

欠員に応じて利用調整会議を行います。

入所希望者の数が当該保育施設の欠員を超える場合には、書類により算出した保育の実施基準指数+調整指数の高い方から内定します。

※入所は東久留米市民の方(及び入所希望月前月の末日までに転入される方)を優先して選考します。

認定証・利用調整結果通知送付

新規申請された方には、子育て支援課より「認定証」を送付します。

【入所内定した場合】

「利用調整結果通知(内定)」と面接日程、面接時に必要な書類、健康診断のお知らせを送付します。

・通知が届いた後の流れ

- ①健康診断受診(園医等)
- ②内定施設での面接
- ③翌月1日より入所

※内定通知到達後、翌月の入所まで10日程の間に、健診と面接を行うこととなりますので、ご注意ください。

※小規模保育施設及び家庭的保育施設は施設との契約に必要ですので、面接時に「支給認定証」をご持参ください。

【入所保留の場合】

申込み月に限り一度だけ、「入所保留通知書」を送付します。

待機児童名簿に登録され、翌年2月1日付入所分まで、毎月利用調整会議で審査を継続します。申請は年度内のみ有効です。

次年度4月の入所を希望する場合は、改めて入所申請が必要です。

※申込み月の翌月以降で保留状態の証明が必要な場合は、子育て支援課窓口で「待機証明書」を発行いたします。(無料)

6 認可保育施設の申請に必要な書類について

(1)入所申請書類にかかわる注意事項

- ①証明書は、証明日から3か月以内のものを提出してください。
- ②下記以外にも、認定や入所利用調整に必要な書類の提出を依頼することがあります。
- ③「就労証明書」は必ず勤務先（自営業の方は自分で記入）から証明を受けて下さい。必要に応じて内容を勤務先に確認することがあります。入所利用調整時の指数付けは、勤務先規定の勤務時間（残業時間を除く、休憩時間含む）で算定します。
- ④締切日までに保育の必要性を確認する書類のご提出がない場合は、保育要件を「求職中（内定なし）」として取り扱います。
- ⑤利用調整会議では、申請時に提出された内容が入所月まで継続するものとして扱います。申込時の記載内容と入所時に実態が異なることが判明した場合、入所できなくなることがありますので十分にご注意ください。

(2)申請書類（★がついている書類は、東久留米市のホームページからダウンロードすることができます）

①～③は必ず必要な書類です。

- ① 東久留米市 子どものための教育・保育給付支給認定申請書兼利用申込書（両面とも記載）（★）
- ② 健康状況等調査書（★）
- ③ 確認票（両面とも記載）（★）
- ④ 保育の必要性を確認する書類 ※下記(3)
- ⑤ 該当する場合に必要な書類 ※次ページ(4)
- ⑥ 税額を証明する書類（父母ともに）※次ページ(5)
- ⑦ A,Bどちらか A個人番号カード B（通知カード or 住民票（番号付き））等+（運転免許証 or パスポート）等
※申請書にマイナンバーを記入された場合に必要となります。

(3)保育の必要性を確認する書類…父母とも各1部 ※あてはまるものを揃えてください。

保育要件		必要書類
就 労		①就労証明書（★） 勤務先が複数にわたる場合は勤務先ごとの「就労証明書」をご提出ください。
	勤務形態が不規則な場合	①就労証明書（★） ②シフト表
	自営業や内職の場合	①就労証明書（★） ②タイムスケジュール表（★） ③直近の確定申告書の写し等 ※③の提出ができない場合は「開業届」、「営業許可書」、各種契約書の写し等、業務内容が確認できるもの
	家族従業者の場合	①就労証明書（★） ②青色申告書、若しくは確定申告書の写し ③タイムスケジュール表（★）
	単身赴任の場合	①住所が変わっていることがわかる書類（住民票、免許証の住所欄の写し等） ②赴任先の居住実態がわかる書類（光熱水費等の公共料金の請求書等） ③単身赴任をしていることがわかる書類（職場からの辞令、単身赴任手当等が記載されている給与明細等）
出 産		母子健康手帳の表紙と分娩予定日が記載されているページの写し
疾 病 等		医師の診断書（様式はありません） ※保護者が子を保育することが難しい状態であること、完治までの期間、通院の頻度、服薬の有無などについて記載のあるもの
障 害		障害者手帳等の写し
介 護 等		①要介護者の診断書や障害者手帳の写し等、介護が必要なことがわかる書類 ②介護にあたる人のタイムスケジュール表（★）
就 学		①在学証明書 ②時間割表
求 職	就労が内定している場合	就労証明書（★）等、上記「就労」と同じ書類 ※産後、疾病後に元の職場に復帰する場合は、備考欄に以前勤務していた期間を記入の上、就労していた当時の源泉徴収票の写し等、その職場で勤務していたことが確認できる書類も添付
	就労内定なし	提出書類はありません

(4)該当する場合に必要な書類

申請者の状況	必要書類
ひとり親世帯	児童扶養手当証書の写しまたは戸籍謄本
離婚前提の別居中で離婚調停中	離婚調停中(裁判)を証明する書類
入園申込みのお子さんを認可外施設等に預けている(注)	認可外保育施設等入所証明書(東久留米市様式)(★)
同居者に障害児(者)がいる ※右記のうちいずれか1点	各種手帳等の写し 特別児童扶養手当証書の写し 障害年金の受給を確認できる書類
生活保護を受給している	生活保護受給証明書
入所希望月前月の末日までに東久留米市に転入予定である (右記の①②の提出が無い場合、利用調整時に市民として扱えませんので、期限までに必ず提出してください。)	①転入誓約書(東久留米市様式)(★) ②賃貸契約書や土地・家屋の売買契約書の写し ※契約者氏名と転入先住所の分かる部分が必要です。 既に市内に在住している世帯と同居する場合は不要。 ③住民税(非)課税証明書(父母ともに)・・・下記(5)参照
4月入所で、0歳児出産予定仮申請をする	「仮申請時」 母子手帳の表紙と分娩予定日のページの写し 「本申請時」 ①母子手帳の出生届提出を証明するページの写し ②健康状況等調査書(★)

(注) 都や市より補助金を拠出していない認可外保育施設に通園の場合は、調整指数の加算対象外のため不要です。

(5)税額を証明する書類

父母とも該当する書類各1部(コピー可)

入所申請月	該当する方	提出する書類	提出期限
令和6年4月～ 8月入所	令和5年1月1日時点で、他の市区町村にお住まいだった方	「令和5年度住民税(非)課税証明書」	4月入所の場合 令和5年12月22日まで 5月入所以降の場合 毎月の受付最終日まで
	令和5年1月1日時点で、国外にお住まいだった方	勤務先からの給与証明書 (令和4年1月1日から令和4年12月31日までの給与・控除等の証明書)	
令和6年9月～ 令和7年2月入所	令和6年1月1日時点で、他の市区町村にお住まいだった方	「令和5年度住民税(非)課税証明書」及び 「令和6年度住民税(非)課税証明書」	毎月の受付最終日まで
	令和5年中に転入された方	「令和5年度住民税(非)課税証明書」	
	国外にお住まいだったため、令和5年度、6年度の住民税(非)課税証明書が提出できない方	勤務先からの給与証明書 (令和4年1月1日から令和4年12月31日までの給与・控除等の証明書、 令和5年1月1日から令和5年12月31日までの給与・控除等の証明書)	

- ひとり親世帯で同居者がいる場合は(住民票上の世帯が別の場合でも)、その同居者の税書類もご提出が必要です。
- 課税証明書は、すべての税額控除額が記載されたものをご用意ください。(課税証明書の代わりに当該年度の「市(区町村)民税決定通知書」のコピーでも結構です。)
- 税額を証明する書類は、利用者負担額の算定資料だけでなく、利用調整時にも必要となる書類です。
期限までに提出が無い場合や未申告の場合は優先度が下がりますので、ご注意ください。

7 申請書記入上の注意点について

「東久留米市 子どものための教育・保育給付認定申請書兼利用申込書」は、以下の点にご注意の上、記入してください。

1. 保護者名記入欄、同意事項署名欄について

- ・申請書の押印は不要です。
- ・申請書をダウンロードして入力いただいた際には、同意事項署名欄については必ず自書してください。
- ・自書するときは、鉛筆や「消せるボールペン」は使用しないでください。

2. 「①世帯の状況」欄について

- ・世帯員の情報は、住民票上の世帯構成に関わらず、実際の同居者全員を記入してください。
- ・「氏名」にはふりがなを付し、「続柄」欄は、入園を希望する児童からの続柄で記入してください。（入所希望児は“本人”となります。きょうだいは、“兄”“弟”“姉”“妹”、同居者は、“祖父”“叔父”等となります。）
- ・「年齢」欄は、申請する年度の4月1日現在の年齢（クラス年齢）で記入してください。
- ・「職業・通学先（園）等」欄は、“会社員”、“パート”、“学校名”、“園名”等を記入してください。

3. 「②入所を希望する施設」欄について

- ・入所を希望する順番に記入をしてください。希望順位につき、他の人との比較はありません。（指数が高い方の第6希望と、指数が低い方の第1希望では、指数が高い方の第6希望が優先されます）
- ・「利用を希望する期間」について、出産要件の場合は出産予定月をはさんで前後5カ月の期間、希望施設に2歳児までの施設だけを記入した場合は、2歳児の年度の3月31日が限度となります。

4. 「同時に2人以上申し込みの場合」欄について

- ・きょうだい2人以上を同時に申請する場合は、必ず記入が必要です。くわしくは18, 19ページをご覧ください。
- ・入所希望の組み合わせが複雑でこの欄で書くのが難しい場合は、別の紙に組み合わせを記入して添付してください。

5. 「③世帯の状況等」欄について

- ・「保護者1の状況」「保護者2の状況」欄は、それぞれあてはまる項目に記入し、添付資料が必要な場合は、14, 15ページを確認の上、ご用意ください。
- ・出産以外の要件で申請をされる方でも出産予定日がわかっている場合は、「出産予定」欄にも記入をお願いします。
- ・転所・卒所予定等で、保育園入所後に育児休業から復職する必要がない場合は、「育児休業」欄2のその他に記入してください。

6. 「④児童の保育状況」欄について

- ・入園を希望される児童の、現在の保育者について記入してください。現在既に認可外保育所等で保育を利用中の場合には、認可外保育施設等入所証明書（東久留米市様式）（★）をご提出ください。

記入に際してご不明点がございましたら、下記までお問い合わせください。

東久留米市 子ども家庭部 子育て支援課 保育・幼稚園係
〒203-8555 東久留米市本町3-3-1
電話：042-470-7745（直通）

(申請書記入見本)

※該当する項目に○印を、必ず事実を記入してください

	保護者の状況(氏名(東久留米太郎))	保護者2の状況(氏名(東久留米花子))
該当する番号に○をしてください	A 居宅外労働 B 居宅内労働 C 求職中 D 不存在 E 疾病・障害 F その他	A 居宅外労働 B 居宅内労働 C 求職中 D 不存在 E 疾病・障害 F その他
勤務地	電車 バス 車 トラック 自転車 歩行 その他 []	市 区 町 村
通勤手段	時間 分 (日によって異なる場合は平均)	(共通)
通勤時間	分 秒	(共通)
出産予定	分娩予定日 令和 年 月 日 予定	多胎児: ☐ 有 ☒ 無 ※母子手帳の写し添付
育児休業	1 育児休業法による育児休業を取得されていますか ☒ 取得中 ☐ 無(休職中) ※出生後、育児のために一度退職し、再度職場復帰に際しては退職期間中日数分の育児休業を取得する必要があります。 2 1で「取得中」の方、育児休業の予定について選択してください 直ちに復職希望 ☐ 保育を希望するが、申し込み込みに届いた場合合は育児延長等も可 ☐ その他()	2 1で「取得中」の方、育児休業の予定について選択してください 直ちに復職希望 ☐ 保育を希望するが、申し込み込みに届いた場合合は育児延長等も可 ☐ その他()
求職活動	新規就労先内定(勤務欄へ記載、就労証明書添付) 開業予定(勤務欄へ記載、就労証明書、開業届等添付) 一度退職した職場に再就職する(勤務欄へ記載、就労証明書添付) 現所に求職活動(開業準備含む)をしている 入所希望児が入所後、求職活動(開業準備含む)を開始する	新規就労先内定(勤務欄へ記載、就労証明書添付) 開業予定(勤務欄へ記載、就労証明書添付) 一度退職した職場に再就職する(勤務欄へ記載、就労証明書添付) 現所に求職活動(開業準備含む)をしている 入所希望児が入所後、求職活動(開業準備含む)を開始する
不存在	離婚 死亡 未婚 その他 [] 児童扶養手当 受給中 申請中 資格なし	転所・卒所予定等で、保育園入所後に育児休業から復職する必要がない場合は、「その他」にチェックし、入所の育児休業の予定を記入してください。 例:転所の場合... 「転所のため、入所後も育児休業を継続する」 例:小規模保育施設を卒所の場合... 「小規模保育施設を卒所のため、入所後も育児休業を継続する」
疾病・障害	診断名 障害者手帳の交付 有 無 介護・看護対象者氏名: 児童からみた続柄 年齢 性別 在宅 入院 通院 送迎 その他 [] ※診断書等を添付	診断名 障害者手帳の交付 有 無 介護・看護対象者氏名: 児童からみた続柄 年齢 性別 在宅 入院 通院 送迎 その他 [] ※診断書等を添付
学校名	※「勤務欄」に記入して下さい。登校証明書、出勤票を添付	※「勤務欄」に記入して下さい。登校証明書、出勤票を添付
修了予定	令和 年 月 日 修了予定	令和 年 月 日 修了予定
その他(出費負担等含む)		
注①	求職要件で申請された方の保育希望期間は、施設入所後3か月となります。	
注②	入所したら3か月以内に入所後最初の「発病期」及び「就労困難期」を提出して下さい。 申請月が出産予定月の前月から期間にある方の入所期間は、出産予定月を以て前後2か月とします。	
④児童の保育状況について	東久留米一邸	
申込児童名1	1 父 母 二 その他 () が自宅で保育している 2 父 母 の職場に同行している 3 預けている 場所 [] 4 預けている 場所 [] □家庭的保育施設 □認可外保育室	1 父 母 二 その他 () が自宅で保育している 2 父 母 の職場に同行している 3 預けている 場所 [] 4 預けている 場所 [] □家庭的保育施設 □認可外保育室
現在の保育状況		
入所でできなかった場合	この欄は複数選択可能です。	
申込児童名2	東久留米るるめ	
現在の保育状況	1 父 母 二 その他 () が自宅で保育している 2 父 母 の職場に同行している 3 預けている 場所 [] 4 預けている 場所 [] □家庭的保育施設 □認可外保育室	1 父 母 二 その他 () が自宅で保育している 2 父 母 の職場に同行している 3 預けている 場所 [] 4 預けている 場所 [] □家庭的保育施設 □認可外保育室
入所でなかった場合		

様式第1号(第3関係)

東久留米市 子どものための教育・保育給付認定申請書兼利用申込書

東久留米市長 殿

次のとおり、教育・保育給付認定及び施設の利用を申請します。

提出日 令和 5 年 11 月 6 日

住所

東久留米市 本町3-3-1

マンション名等

市△△町1-1-1

現在住所

東久留米 花子

氏名

ふりがな

ひがしくるめ はなこ

フリガナ

東久留米 花子

電話番号

042-1111-2222

携帯1:父(母)

090-3333-4444

携帯2:父(母)

080-5555-6666

令和5年1月1日現在の住所が現住所と異なる場合、前居住自治体での「令和5年度分(非)課税証明書」(父母とも)が必要です。

施設型給付費、地域型保育給付費等の認定に必要な住民票の情報を、施設情報に対して簡易型及び電子計算機に登録すること。また、その登録情報に基づき特定教育・保育施設等に対して提示すること、個人番号について記載が無い場合を含め、市が保有する公簿等により施設、当申請書に記入することに同意します。

必ず自署してください。 号 東久留米 花子

署名 必ず自署してください。 東久留米 太郎

保護者 東久留米 太郎

保護者2 東久留米 花子

本人 東久留米 一郎

本人 東久留米 太郎

姉 東久留米 次郎

祖父 東久留米 次郎

① 世帯の状況 ・同居者全員を記入してください。

年齢は令和6年4月1日現在の年齢を記入して下さい。

性別 (男/女) 年齢 (4/1) 氏名 (個人番号) 職業・通学先(国)等

1 保護者1 父 昭和・平成 2年12月11日 33 123456789012 会社員

2 保護者2 母 昭和・平成 5年8月20日 30 234567890123 会社員(育休中)

3 本人 本人 平成・令和 3年4月3日 2 345678901234 □家庭的保育施設

4 本人 本人 平成・令和 5年5月1日 0 456789012345 □認可外保育室

5 姉 昭和・平成・令和 28年9月12日 7 567890123456 ●小学校

6 祖父 昭和・平成・令和 27年4月19日 71 678901234567 無職

7

② 入所を希望する施設について

(0-2歳児の場合) 認可、小規模、家庭的保育施設のいずれかを記入

(3-5歳児の場合) 認可、小規模、家庭的保育施設のいずれかを記入

第1希望 ●保育園 (上の子) □保育園 (下の子) ▲小規模保育園 (3-5歳児の場合) 認可、小規模、家庭的保育施設のいずれかを記入

第2希望 □保育園 (上の子) □保育園 (下の子) ▲家庭的保育施設 (3-5歳児の場合) 認可、小規模、家庭的保育施設のいずれかを記入

第3希望 (0-2歳児の場合) 認可、小規模、家庭的保育施設のいずれかを記入

第7希望 (※) ●▲小規模保育施設(下の子のみ) ●家庭的保育施設(下の子のみ)

※第7希望欄は0-2歳児クラスの申請時に小規模・家庭的保育施設のみの記入ができます。5歳までの施設を記入の場合、第7希望は無効となります。

生活保護の状況

受けていない

世帯に障害のある方が

利用を希望する期間

令和 6 年 4 月 1 日から

就学始期まで

令和 年 月 日まで

同時に2人以上申込の場合

□ A 1人だけでも入所したい

□ A-1 どの子が入所してもよい

優先したい子がいる

優先する子の氏名(一郎)

横断児童をお申込みの場合は、A、B、Cの選択肢に囚われてください。特に、きょうだい1人だけでも入所可能な場合には、お子様の名前を明記するか、誰でも入所可能な旨を記載してください。くわしくは、次ページをご覧ください。

◆「同時に2人以上申し込みの場合」の記入について

同時に2人以上 申込の場合	☐ A 1人だけでも入所したい	☐ B 同時に入所できるならば別々の園でもよい
	☐ A-1 どの子が入所してもよい	☐ B-1 希望下位でも同じ園に入所したい
	☐ A-2 優先したい子がいる 優先する子の氏名()	☐ B-2 別園でも希望順位どおりの園に入所したい
		☐ C 同時に同じ園の入所のみ希望する

きょうだいを同時に申し込み、1人だけしか入所できない場合でも、その1人は入所しますか

はい

いいえ

①申込書記入欄のAをチェックした上で、さらにA-1かA-2のいずれかをチェックしてください。

②Aを選択しても、利用調整の結果によってきょうだい同時に入所内定する場合がありますので、選択肢Bもチェックし、さらにB-1かB-2をチェックしてください。

きょうだい全員が、同時に同じ園を利用できる場合のみ入所しますか。(別々の施設になる場合は全員入所しない)

はい

いいえ

申請書記入欄のCをチェックしてください。
きょうだい全員が、同時に同じ園を利用できる場合のみ入所内定します。

申請書のBをチェックし、さらにB-1かB-2をチェックしてください。

B-1 「希望下位でも同じ園に入所したい」
B-2 「別園でも希望順位どおりの園に入所したい」

《選択肢による入所内定の例》

※第1希望をA園として、第2～第6希望をそれぞれB～Fとした場合

※ () ⇒ 利用可能な園 ☒ ⇒ 入所内定となる園

(例1) 子1の年齢では希望するB～D園に空きがあるが、子2の年齢ではどの希望園にも空きがないとき

例1-1) A-1 「どの子が入所してもよい」を選択の場合

子1は、利用可能園のうち希望最上位のB園に内定。子2は空きがないため入所保留。

子1 A ☒ B ☐ C ☐ D ☐ E F ⇒ B園内定
子2 A B C D E F ⇒ 入所保留

例1-2) A-2 「優先したい子がいる」(子2を優先)を選択の場合

子1はB、C、D園が利用可能だが、子2は空きがないため、2人とも入所保留。

子1 A ☐ B ☐ C ☐ D ☐ E F ⇒ 入所保留
子2 A B C D E F ⇒ 入所保留

(例2) 子1の年齢では希望するB～D園に空きがあり、子2の年齢ではC～E園に空きがあるとき

例2-1) B-1「希望下位でも同じ園に入所したい」を選択の場合

子1は利用可能園のうち希望最上位のB園に内定可能だが、下の子と同じ園とするため2人ともC園に内定。

子1 A (B) C D E F ⇒ C園内定
子2 A B (C) D E F ⇒ C園内定

例2-2) B-2「別園でも希望順位どおりの園に入所したい」を選択の場合

子1、子2ともに上の子(下の子)に関わらず、利用可能な希望最上位の園に内定。

子1 A (B) C D E F ⇒ B園内定
子2 A B (C) D E F ⇒ C園内定

(例3) 子1の年齢では希望するB～D園に空きがあり、子2の年齢ではA、E、F園に空きがあるとき

例3-1) A-1「どの子が入所してもよい」を選択の場合

子1、子2ともに上の子(下の子)に関わらず、利用可能な希望最上位の園に内定。

子1 A (B) C D E F ⇒ B園内定
子2 (A) B C D E F ⇒ A園内定

例3-2) A-2「優先したい子がいる」(子1を優先)を選択の場合

子1は利用可能な希望最上位の園に内定。子2も子1が内定したので、利用可能な希望最上位の園に内定。

子1 A (B) C D E F ⇒ B園内定
子2 (A) B C D E F ⇒ A園内定

例3-3) B-1「希望下位でも同じ園に入所したい」を選択の場合

子1と子2が同じ園では内定できないので、各々希望最上位の園に内定。

子1 A (B) C D E F ⇒ B園内定
子2 (A) B C D E F ⇒ A園内定

例3-4) B-2「別園でも希望順位どおりの園に入所したい」を選択の場合

子1、子2ともに上の子(下の子)に関わらず、利用可能な希望最上位の園に内定。

子1 A (B) C D E F ⇒ B園内定
子2 (A) B C D E F ⇒ A園内定

例3-5) C「同時に同じ園の入所のみ希望する」を選択の場合

子1と子2が同時に内定できる園がないので、2人とも入所保留。

子1 A (B) C D E F ⇒ 入所保留
子2 (A) B C D E F ⇒ 入所保留



8 申し込みにおける注意事項

(1) 育児休業取得中(育児休業から復帰予定)の方の入所申請

育児休業中の方は、入所が決まった場合、入所月中に復職することが条件となります。育児休業にかかわる子ではない上の子も同時申請した場合、上の子だけが入所となっても同様です。復帰したら入所月中に「就労証明書」(★)のご提出が必要です。期限までに書類の提出が無い場合、入所月末で退所となります。

【入所希望児童の入所希望月が、出産前後 5 か月に含まれる場合】

現在育児休業中で、入所希望月の1日が下の子の出産予定月前後 2 か月(計 5 か月)にあたっている場合は、原則として出産要件での申請になります。詳細は(2)をご確認ください。

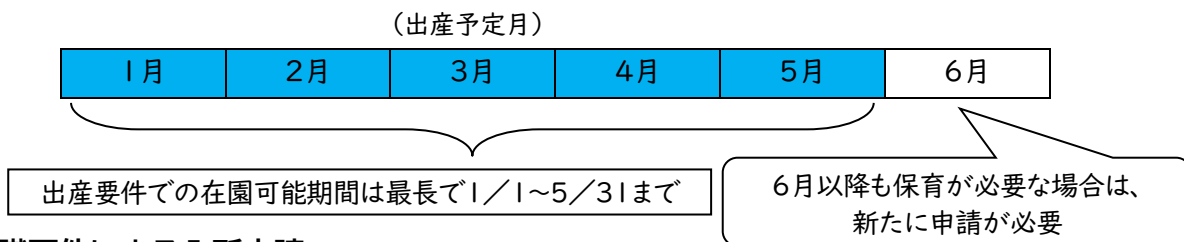
ただし、産休明けで育児休業を取得せずに職場に復帰する場合、その旨を「就労証明書」(★)等で証明していただければ就労要件で申請可能です。

(2) 出産要件による入所申請

妊娠、出産のために保育が必要な場合、出産予定月とその前後2か月間の計5か月以内の期間は出産要件として保育施設の入所申請、利用が可能です。

出産要件で入所した場合は、在園期間の延長はできません。期間後も保育が必要な事由が発生した場合は、生まれたお子さんも含めて再度支給認定及び保育施設利用申請が必要となります。その際、改めて利用調整を行いますので再入所できない場合があります。

【例: 3月が出産予定月の場合】



(3) 求職要件による入所申請

求職中(仕事を探している、起業準備等)での申し込みは、入所した場合、在園期間は3か月となります。入所後3か月以内に就労を開始し「就労証明書」(★)を提出すると、在園期間が延長されます。3か月以内に勤務を開始できない場合は、期間満了により退所となります。

※現に就労しているが、就労時間が市の最低基準(週3日以上かつ1日4時間以上)に満たない場合も求職要件としての申請となります。

(4) 上記以外の要件による入所申請

在園期間は、保育の必要性がなくなるまで(最長で小学校就学前まで)となります。

(5) 転所申請(市内園から市内園)

入所申請と同じように、申請書類をそろえて期日までに提出してください。入所利用調整では、認可保育施設に入所していない方と同一指数で並んだ場合は、入所していない方が優先されます。(市外の認可保育施設に在園している児童が、市内の園への入所申請をする場合は「転所申請」ではなく、通常の入所申請の扱いとなります。)

転所申請で入所内定した場合は、現在の園は退所となります。内定を辞退しても、元の園に通うことはできなくなりますので、ご注意ください。

【保護者が妊娠、育児休業を取得している児童の転所申請を希望する場合】

認可保育施設に在園しているお子さんの場合、保護者が妊娠中や育児休業取得中であっても、入所申請時に就労要件として転所申請が可能です。転所後、下の子の育児休業から復帰する必要はありません。

育児休業中の在園期間については 30 ページをご参照ください。

(6)0～2歳児までの認可保育施設(小規模・家庭的保育施設等)を卒所予定の場合

0～2歳児までの認可保育施設(小規模・家庭的保育施設等)の2歳児クラスで、次年度以降も保育施設の利用を希望する場合は、新年度入所申請が必要となります。申請に必要な書類は、新規入所申請と同様となります。「保育の必要性を証明する書類」についてもご用意が必要ですので、お忘れないようにご準備ください。

※2歳児クラス卒所予定で次年度4月入所申請をされたお子さんについては、利用調整会議の際に実施基準指数表の調整指数9番が適用されます。(23 ページ)

【保護者が妊娠、育児休業を取得している場合】

0～2歳児までの認可保育施設(小規模・家庭的保育施設等)の2歳児クラスに就労要件で在園しているお子さんは、保護者が妊娠中や育児休業取得中であっても、次年度の入所申請時に就労要件として入所申請が可能です。この場合、3歳児クラスに入所しても、入所月に下の子の育児休業から復帰する必要はありません。

本来であれば出産要件での入所申請あるいは入所後の育児休業復帰が必要となりますが、認可保育所(0～5歳児までの保育所)に通う2歳児クラスの児童と同様となる取扱いとしています。

育児休業中の在園期間については 30 ページをご覧ください。

(7)要支援児保育申請

障害や慢性疾患があるお子さんの保育提供は、各施設の状況(設備、人員配置、利用児童等の状況)によっては、受入施設を調整する場合があります。要支援児保育の申請を検討されている方は、お早目に子育て支援課へご相談ください。

【対象となる児童】

- ①身体障害者福祉法で規定する障害程度が3級以下の児童
- ②東京都愛の手帳交付要綱で規定する知的障害の程度が3度以下の児童
- ③医師の診断書等により①、②と同等程度の障害を有すると認められる児童

【申請に必要な書類】 通常の保育施設利用申し込み申請書類(14, 15 ページ)の他に下記が必要です。

・要支援児保育申込書 ・要支援児保育現況調査書 ・その他(障害者手帳の写し、診断書等)

【申請後の流れ】

申請後は必要に応じて、保護者及びお子さんと市で面談を行い、集団保育、特別な職員配置による保育に関することを「要支援児保育審査会」で検討します。面談及び審査会の内容は入所利用調整には影響しません。

(入所利用調整については「9 入所利用調整について」をご確認ください。)

※要支援児保育が認定されても保育施設入所の内定が確約されるわけではありませんのでご注意ください。

《受付期間》

令和6年4月入所申請は一次申請期間(令和5年11月6日～12月6日)のみの受付となります。

令和6年5月以降の入所申請期間は以下のとおりです。

入所希望月	入所申請期間	入所希望月	入所申請期間
5月	2月26日～3月11日	10月	7月25日～8月13日
6月	3月25日～4月10日	11月	8月26日～9月10日
7月	4月25日～5月10日	12月	9月25日～10月10日
8月	5月27日～6月10日	1月	10月25日～11月11日
9月	6月25日～7月10日	2月	11月25日～12月10日

(8)医療的ケア児保育

医療的ケア児(日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童)の認可保育施設での受入れに関して、通常の入所申請の前に、相談・実施申込を受付けております。対象となるお子さんの入所申請を検討されている方は、お早目に子育て支援課へご相談ください。

【医療的ケア児として受入れが可能と判断される例】

- ① 集団保育が可能と主治医が判断し、日々の通所ができること。
- ② 日常的に保護者が行っている医療的ケアが確立し、安定した医療的ケアが行われていること。
- ③ 保育施設等において医療的ケアが行われることについて支障がないと主治医が認めていること。

9 入所利用調整について(保育の実施基準指数表)

- (1) 申請書類をもとに、以下の実施基準指数表に基づき指数付けをおこない、指数が高い順に名簿を作成します。
- (2) 名簿で1番の方から利用調整対象となります。希望の高い施設から確認し、空きのある施設で内定が出ます。
- ※指数が同じ(同点)の場合は、「同一指数世帯の優先順位」にしたがって並び替え、利用調整をおこないます。
- ※転入予定のない他市在住者は、指数に関わらず東久留米市民の利用調整後の調整となります。

保 育 の 実 施 基 準 指 数

番 号	類 型	保護者（父母）の状況（同居の親族その他の者が保育にあたることができない場合）				指 数	
		細 目					
1	居 宅 外 労 働	居 宅 外 勤 務・自 営	週5日以上勤務	週37時間以上の就労を常態		50	
				週35時間以上の就労を常態		45	
				週30時間以上の就労を常態		40	
			週4日以上勤務	週28時間以上の就労を常態		35	
				週24時間以上の就労を常態		30	
				週20時間以上の就労を常態		25	
				週16時間以上の就労を常態		20	
			週3日以上勤務	週12時間以上の就労を常態		15	
2	居 宅 内 労 働	居 宅 内 勤 務・自 営	週5日以上勤務	週37時間以上の就労を常態		45	
				週35時間以上の就労を常態		40	
				週30時間以上の就労を常態		35	
			週4日以上勤務	週28時間以上の就労を常態		30	
				週24時間以上の就労を常態		25	
				週20時間以上の就労を常態		20	
				週16時間以上の就労を常態		15	
			週3日以上勤務	週12時間以上の就労を常態		10	
		内 職	週5日以上勤務		週30時間以上の就労を常態		20
			週4日以上勤務		週16時間以上の就労を常態		12
			週3日以上勤務		週12時間以上の就労を常態		9
			3	出 産	出 産	出産前後のため日中、保育にあたることが出来ない場合	
4	疾 病 障 害	疾 病	居 宅 内 療 養	入院(1か月以上)		50	
				常時病臥		50	
				精神性疾病		30	
				一般療養	安静を要する状態（常時病臥に至らない程度）		30
					通院加療を要する状態		20
		障 害	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1・2級			50	
			身体障害者手帳3級、愛の手帳3度、精神障害者保健福祉手帳3級			30	
身体障害者手帳4級以下、愛の手帳4度			20				
5	看 護 介 護	同 居	常時看護等を必要とする場合（身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1・2級）			50	
			上記以外の場合（通所訓練施設等に通っている子がいる場合を含む）			30	
		居 宅 外 （付 添 等）	週5日以上	週30時間以上の付添い		40	
				週20時間以上の付添い		35	
			週4日以上	週24時間以上の付添い		30	
				週16時間以上の付添い		20	
			週3日以上	週12時間以上の付添い		15	
6	災 害	火災・災害等による家屋の損傷、その他災害復旧のため保育に当たれない場合				50	
7-1	求 職	就 労 内 定 開 業 予 定	週5日以上勤務	週35時間以上の就労を常態		20	
				週30時間以上の就労を常態		17	
			週4日以上勤務	週24時間以上の就労を常態		14	
				週16時間以上の就労を常態		11	
		週3日以上勤務	週12時間以上の就労を常態		8		
		求職活動	求職のため、外出を常態としている。			3	
7-2	その他	就 学 等	就学・技能習得等のため保育に当たれない場合			※①	
		不 存 在	死亡、離婚、行方不明、拘禁、離婚を前提とした別居等			50	
		前各号に掲げるほか、明らかに保育に当たれないと認めるもの			※②		

- 備考(1) 当該世帯の指数は、本表により各保護者の基準指数を求め合算する。
- (2) 複数の番号に該当する場合は、指数が最も高くなる番号を適用する。
- (3) 番号1と2の両方がある場合は、時間数が多い方の番号を適用する。その際、合算した日数・時間の指数とする。
- (4) ※①は、番号1・2を準用する。
- (5) ※②は、番号1～7-1を準用する。
- (6) 就労・就学および居宅外看護・介護時間は、最低週3日以上、1日当たり4時間以上相当とする。

保 育 の 調 整 指 数

番号	条 件		指 数	
1	生活保護世帯		10	
2	ひとり親世帯	独立世帯(父子・母子のみ)	35	
		同居世帯(祖父母等同居者がいる)	30	
3	単身赴任	国内	独立世帯(父子・母子のみ)	5
			同居世帯(祖父母等同居者がいる)	3
		国外	独立世帯(父子・母子のみ)	10
			同居世帯(祖父母等同居者がいる)	7
4	同居の親族に身障3級以上、愛の手帳3度以上、精神障害者保健福祉手帳3級以上の人がいる場合(申請する子の保護者を除く)		2	
5	主たる保育者が身障4級以上または愛の手帳4度以上、精神障害者保健福祉手帳3級以上で1日4時間以上就労している場合		(個人)4	
6	第1希望の保育施設に、兄弟姉妹が在園している場合(第1希望とする施設の利用調整時のみ加点)		4	
7	ちゅうおう保育園に、兄弟姉妹が在園している場合(第1希望とする施設の利用調整時のみ加点) ※令和5年度中に兄弟姉妹が在園し、かつ、申請時に引続き当該兄弟姉妹が在園していることが条件		4	
8	同時申請	2人以上の兄弟姉妹が同時に申請する場合	1	
		多胎児で同時に申請する場合	4	
9	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の最終年齢クラスを卒園して、引き続き保育を必要として申請する場合		70	
10	認可外保育施設等(※)に現に預けている場合 (証明書添付) ※東京都認証保育所、企業主導型保育所(自社枠除く)、都道府県知事に届け出している認可外保育施設		入所月から18ヶ月以上在所	35
			入所月から12ヶ月以上在所	30
			入所月から6ヶ月以上在所	10
			入所月から6ヶ月未満	5
11	求職者で元の職場に復帰する場合(産後、疾病等より)		(個人)10	
12	育児休業取得の為に退園した児童が、退園した施設に再入所を希望する場合		30	
13	保育料の滞納が、正当な理由なく	3ヶ月分以上6ヶ月分未満ある(在園児・卒園児含む)	-20	
		6ヶ月分以上12ヶ月分未満ある(在園児・卒園児含む)	-30	
		12ヶ月分以上ある(在園児・卒園児含む)	-40	
14	医療的ケア児として認可保育施設での受入れが可能と認められた世帯		70	
15	児童虐待などにより児童相談所等の専門機関から支援要請があった場合等、特別の支援・配慮が必要と認める世帯 ※要協議		10～50	

同一指数世帯の優先順位

保育の実施基準指数+保育の調整指数の合計が同一指数だった場合、以下のような順序で優先して選考を行う。

優先段階	優 先 す る 項 目
1	入所申請者(転所申請でない者)
2	保育の調整指数を除いた基準指数が高い世帯
3	当該年度入所申請において、入所内定辞退をしていない世帯
4	ひとり親世帯
5	疾病・障害・出産で申請中の世帯
6	認可保育施設(認可保育所、家庭的保育施設、小規模保育施設等)、認定こども園(2号枠)に既に兄弟姉妹が入所している世帯
7	申請児童の保護者が保育士として市内保育施設に勤務している世帯
8	前年度(令和5年度)の市民税所得割額が低額の世帯 ※保護者の税額を合算したものとし、前年度住民税額を証明する資料がある世帯を優先する。
9	東久留米市在住期間の長い者 ※父または母の長い期間を採用する。再転入した場合再転入日から起算する。

10 市外からの入所申請・市外施設への入所申請

『東久留米市外居住者が市内の保育施設に入所希望の場合』

- ・現在お住まいの市区町村を通して申請してください。その際、申請書類は東久留米市の様式をお使いください。
- ・ぴったりサービスは利用対象外となります。お住まいの市区町村へ申請書類をご提出下さい。
- ・入所希望日までの転入予定の有無により、下記のとおり取り扱いが異なります。
- ・添付書類については 14, 15 ページをご覧ください。
- ・申請書類が申請締め切り日までに到着しない場合は、その月の入所審査の対象とはなりません。日にちに余裕をもって、お住まいの市区町村に提出してください。

≪申請期間≫ 4月入所申請

令和5年11月6日(月)～令和5年12月22日(金)

必着

5月以降入所申請 各月の入所申請期間(13 ページ) 必着

●入所希望月の前月の末日までに東久留米市に転入する予定のある方

すべての保育施設に、東久留米市民と同様に申請することができます。利用調整においても東久留米市民と同様の扱いとなります。

≪東久留米市に転入後のお手続きについて≫

入所の可否に関わらず当市に転入届をご提出されましたそのまま子育て支援課へお越しになり、子育て支援課で支給認定申請手続きを行ってください。転入後の手続きが無い場合及び入所希望月前月の末日までに転入されない場合は入所することができなくなりますので、十分ご注意ください。

●入所希望月の前月の末日までに東久留米市に転入する予定のない方

入所希望の月により、下表のとおり申請できる保育施設に制限があります。4、5歳児クラスについての制限はありません。ただし、利用調整においては、東久留米市民(転入予定者含む)が優先されます。

※転入予定がなく、育児休業取得中で保育施設の入所を希望しない場合、申請することはできません。

≪転入予定の無い0～3歳児クラスの入所申請≫

入所希望施設	4月 入所	5月～9月 入所	10月～2月 入所
認可保育所	×	×	○
小規模保育施設・家庭的保育施設	○	○	○

『東久留米市民が市外の保育施設に入所希望の場合』

原則として、東久留米市を通して各市区町村へお申込みいただく形となりますが、直接各市区町村へお申し込みいただける場合もございます。申請の締切日や申請に必要な書類が市区町村ごとに異なる場合があります。必ず事前に希望施設のある市区町村へお問い合わせください。

子育て支援課の窓口に出していたいただいた申請書類を、希望施設のある市区町村へ郵送しますので、各市区町村の申請締切日の1週間前までは子育て支援課に提出していただきますよう、お願いいたします。(郵送での申請は不可です。必ず子育て支援課窓口を持参してください。)

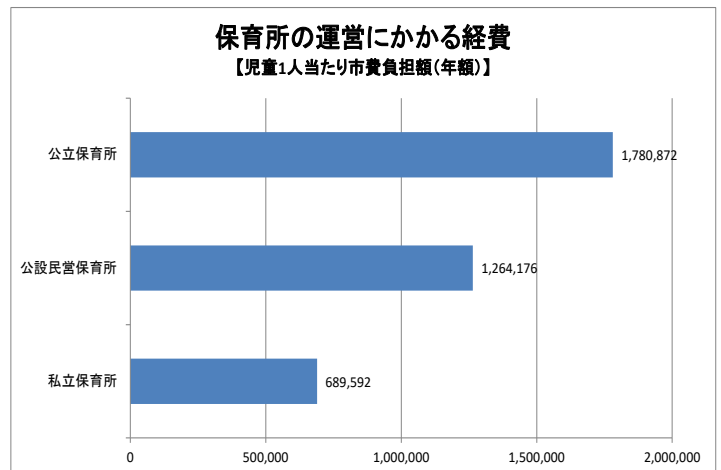


11 保育サービスの施設整備・運営及び提供体制について

東久留米市では、待機児童解消策を計画的に進めるとともに、施設の老朽化が進んでいる公設公営保育園の当面の方向性を示すため、「東久留米市保育サービスの施設整備・運営及び提供体制に関する実施計画」を策定しています。

○公設公営保育園への民間活力の導入

市では、公設公営保育園への民間活力の導入を行うことによって、多様な保育サービスの提供による保護者の選択肢の拡大や保育園の運営にかかる経費の縮減が図れるとともに、公設公営保育園の老朽化への対応といった課題が解決できる効果があることから、施設の老朽化の程度等を踏まえ、将来的には公設公営保育園の全園に民間活力の導入をめざすという考えのもと、民間活力の導入を推進し、民間から提供される保育サービスへの転換を図ります。



※令和4年度決算額

※児童1人当たり市費負担額(年額)を算出するにあたり、公立分(公設民営及び管外公立分含む)の国負担金については、一般財源化されたため、理論値として計算しています。

■ちゅうおう保育園について

ちゅうおう保育園は令和11年4月より公私連携型保育所へ移行する計画です。公私連携型保育所に移行することにより、20時までの延長保育、0歳児の産休明け保育、一時保育等保育サービスや、病後児保育、その他事業者からの提案による事業の実施や施設の老朽化への対応が図られます。

スケジュールとしては、令和8年度に公募型プロポーザル方式による事業者選定・決定、令和10年度に引継保育・合同保育、令和11年4月に公私連携型保育所へ移行し、原則として令和14年度に施設の建て替えに工事着手する計画です。

※公私連携型保育所は、民設民営でありつつも協定により市町村の関与を明確にしつつ、設置主体に設置のインセンティブが働く運営形態の保育所です。

※ちゅうおう保育園の在園児の保護者が他の保育施設等へ転園を希望する場合は、入所利用調整時に10～50点の保育の調整指数を加点します。

■しんかわ保育園について

しんかわ保育園は、施設の老朽化が激しいことから、民間化対象園と選定し、令和元年度の0歳児から段階的に募集を停止しており、在園児が卒園した後の令和5年度末をもって閉園します。

12 利用者負担額(保育料)について(0歳～2歳児クラス)

≪幼児教育・保育無償化について≫

令和元年10月から開始した幼児教育・保育無償化により、認可保育施設に通う3歳児クラスから5歳児クラスの保育料は無償化されました。詳細は別冊「幼児教育・保育等の利用料制度のご案内」をご確認ください。

(1)利用者負担額(保育料)について

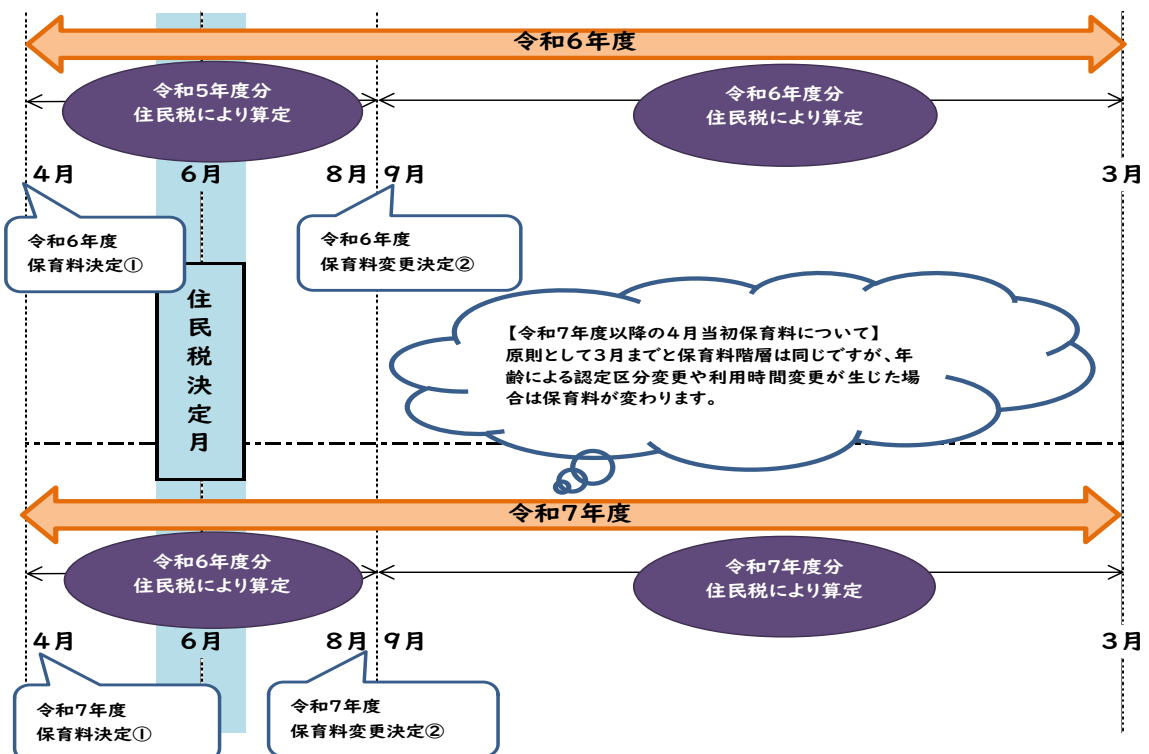
- ①保育料は月額のため、毎月1日時点で在籍している場合は、その月分の保育料がかかります。登園日数が少ない等の理由で減額にはなりません。
- ②保育料は、年度途中で誕生日を迎えても4月1日時点の年齢区分で算定します。

(2)利用者負担額(保育料)の決定方法

- ①保育料は世帯の住民税額の合計により決定します。所得がない等の理由で所得税の申告が不要な方についても、住民税の申告はするようにお願いいたします。(未申告の場合、最高階層となってしまいます。)
- ②ひとり親世帯の方で、祖父母等が同居しており(住民票上の世帯分離は考慮されません)、保護者の前年の所得が一定額以下の場合、その同居者の住民税額により保育料を決定することがあります。
- ③当初、住民税未申告だった世帯が申告したことにより、当該年度の3月31日までに住民税額が決定した場合、年度内の保育料についてはさかのぼって再算定します。ただし、年度内に申告したものの住民税額確定が4月1日以降となった場合は、前年度3月分までの利用者負担額は最高階層(D16)で確定となります。

住民税の申告状況	変更前	変更(税額確定)後	年度さかのぼり
申告内容を修正したことにより住民税額が変更となった場合	申告修正前の住民税により算定し決定	<u>税額変更確定後の翌月分から再算定し決定(他市区町村税額で算定されている場合は、税額変更後の課税証明書が提出された翌月分から)</u>	不可
未申告の場合または課税証明書等未提出の場合	最高階層(D16)で仮決定	4月もしくは9月までさかのぼって再算定	不可

【利用者負担額決定のサイクル】利用者負担額の算定のもととなる住民税の年度は年度途中で変わります。4月～8月分までは前年度分住民税で算定を行い、9月～3月分までは当年度分住民税で算定を行います。利用者負担額の切り替えの際には、改めて書類の提出が必要となる場合があります。



(3)利用者負担額(保育料)の納入先と納入方法について

利用者負担額(保育料)の納入先は、右の表のとおりです。認可保育所に通う方は、原則として、口座振替による納入となります。保育料の決定通知を送付する際に登録用紙を同封しますので、ご希望の金融機関の窓口でお手続きをお願いします。(すでに入所しているきょうだいの分として口座振替の登録をしている場合は、同じ口座から振替をいたしますので手続きは不要です。)

通園施設		納入先
認可保育所		東久留米市
地域型保育施設 (小規模・家庭的保育施設)		各施設
幼稚園・認定こども園		各施設
東久留米市外の施設	認可保育所(公立)	施設を設置・運営している自治体
	認可保育所(私立)	東久留米市
	地域型保育施設	各施設

《口座振替取扱金融機関》

西武信用金庫・みずほ銀行・りそな銀行・きらぼし銀行・東和銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・埼玉りそな銀行・武蔵野銀行・
青梅信用金庫・多摩信用金庫・西京信用金庫・東京信用金庫・中央労働金庫・東京みらい農業協同組合・東京都信用農業協同組合連合会
及び都内各農業協同組合・東京都、山梨県及び関東各県所在のゆうちょ銀行・郵便局

(4)多子世帯の利用者負担額(保育料)の軽減

令和5年10月分以降の保育料を対象として、東京都独自の支援策として多子世帯の利用者負担額軽減補助が実施されています。

生計を同一にする子が2人以上いる世帯については国で定められている多子計算に係る年齢制限によらず、第2子以降は、第1子の年齢にかかわらず保育料が全額無料(無償化)となります。

また、平成28年度から国の制度として、引き続き市民税所得割額が77,101円未満のひとり親世帯等の保育料は、第1子から半額となります。

(5)滞納処分について

利用者負担額(保育料)は認可保育所運営の貴重な財源となっています。納期限内の納入をお願いいたします。
なお、滞納した場合、地方税の滞納処分の例により処分することがあります。

(6)利用者負担額(保育料)の減免制度について

以下に該当する場合、申請により減額する制度があります。申請する際は事前にお問い合わせの上、必要書類をそろえ、子育て支援課窓口までお越しください。

ただし、条件に該当し申請しても、当初に決定されている階層によっては減額にならない場合もあります。また、前年度分(またはそれ以前)について、さかのぼって減額・免除はできません。

※減額の適用は申請した翌月分からとなります。ただし、4月及び9月(年度途中入所であれば入所月)分に限り、翌月中に申請すれば前月にさかのぼって減額適用します。

- ・当該年度分の市町村民税が免除された場合
 - ・災害等による損害を受けた場合
 - ・主たる働き手が解雇された又は会社が倒産した場合
 - ・多額の医療費を要した場合
 - ・同一世帯内の妹・弟が、認可外保育施設(都道府県知事に届出している認可外保育施設)に通所している場合
- ※ベビーシッターや一時的な施設利用は対象外

詳しくは子育て支援課までお問い合わせください。

※市外から東久留米市内の保育施設に通園されている方の利用者負担額(保育料)については、お住いの市区町村にお問い合わせください。

認可保育所・小規模保育施設・家庭的保育施設・認定こども園(3号児)の利用者負担額表

(単位:円)

各月初日に在籍する教育・保育給付認定こどもの属する世帯の階層区分			利用者負担額(保育料)(月額)	
階層区分	条件		3歳未満	
			保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯等		0	0
B	市民税非課税世帯		0	0
C	市民税課税(均等割額のみ)の世帯	ひとり親世帯等	1,750	1,700
		ひとり親世帯等以外	3,500	3,400
D1	市民税所得割額55,200円未満の世帯	ひとり親世帯等	4,950	4,850
		ひとり親世帯等以外	9,900	9,700
D2	市民税所得割額63,600円未満の世帯	ひとり親世帯等	5,550	5,450
		ひとり親世帯等以外	11,100	10,900
D3	市民税所得割額78,000円未満の世帯	77,101円未満のひとり親世帯等	7,700	7,550
		上記以外	15,400	15,100
D4	市民税所得割額	105,600円未満の世帯	16,100	15,800
D5	〃	126,000円未満の世帯	20,200	19,800
D6	〃	144,000円未満の世帯	23,000	22,600
D7	〃	159,600円未満の世帯	25,800	25,300
D8	〃	170,100円未満の世帯	28,500	28,000
D9	〃	182,100円未満の世帯	30,500	29,900
D10	〃	230,100円未満の世帯	32,100	31,500
D11	〃	260,900円未満の世帯	37,400	36,700
D12	〃	278,900円未満の世帯	41,000	40,300
D13	〃	299,900円未満の世帯	44,000	43,200
D14	〃	347,900円未満の世帯	48,600	47,700
D15	〃	398,900円未満の世帯	53,200	52,200
D16	〃	398,900円以上の世帯	55,400	54,400

《備考》

- ・各世帯の階層区分、保育の必要量(保育標準時間、保育短時間)にあてはまる額が入所後の月額利用者負担額(保育料)となります。
- ・3歳未満児とは、保育が実施された年度の初日の前日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度途中で3歳に達した場合においても、その年度中は3歳未満児とします。
- ・住宅借入金等特別税額控除や、寄附金税額控除が適用されている場合は、控除前の税額で算定します。
- ・「ひとり親世帯等」とは、配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの属する世帯、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯、特別児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯、障害基礎年金を受けている者の属する世帯、利用者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯をいいます。

13 市内認可保育所の給食食材料費について(3歳～5歳児クラス)

※市外園は園の所在する市区町村にお問い合わせください

国より、「給食食材料費(保育所の給食の材料に係る費用)については、自宅で子育てを行う場合も同様に必要となる費用です。このため、保育所等を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となります」との方針が示されています。

これに基づき、保育料が無償となる3～5歳児クラスの児童を対象に、給食食材料費のご負担をお願いしています。

1 給食食材料費の内容

給食食材料費は大きく主食費(米飯・パン・小麦)と、副食費(おかず等)に分けられます。

徴収対象となるのは、副食に係る食材料費であり、人件費等は含まないものです。

2 徴収額

国は実費徴収の対象として「副食費」を示し、その基準額を月額 4,500 円としております。

これに従い、当市内園では各園概ね 4,500 円を目安に徴収します。

3 支払方法

《公設公営・公設民営認可保育所》

市へのお支払となります。(月 4,500 円)

利用者負担額(保育料)と同じく、口座振替によるお支払いをお願いします。(27 ページ(3))

《私立認可保育所》

各施設へのお支払となります。(月 4,500 円を基本)

支払方法は、各施設にお問い合わせください。

4 徴収が免除される児童

※ここでいう税額は、保護者の課税額(調整控除を除く税額控除前の額。父母の場合は合算額)です。

①市民税所得割額 57,700 円未満の世帯の児童

②ひとり親等世帯(28 ページ《備考》)に該当し、かつ市民税所得割額 77,101 円未満の世帯の児童

③世帯の中で、未就学児かつ在園※しているこどものうち最年長の子を第1子として年齢順に数えた場合に、第3子以降にあたる児童

※幼稚園・認定こども園・認可保育所・企業主導型保育・特別支援学校幼稚部・情緒障害児短期治療施設通所部・児童発達支援及び医療型児童発達支援に在園しているもの

条 件	対 象
市民税所得割額 57,700 円未満の世帯	すべての児童が免除
ひとり親等世帯に該当し、かつ市民税所得割額 77,101 円未満の世帯	すべての児童が免除
市民税所得割額 57,700 円以上の世帯 (ひとり親等世帯の場合は、市民税所得割額 77,101 円以上の世帯)	(例) 4 人きょうだい ・長女(小学校4年生)就学児なのでカウント対象外 ・長男(幼稚園年長)【第1子カウント】給食費有料 ・次男(保育園4歳児クラス)【第2子カウント】給食費有料 ・次女(保育園3歳児クラス)【第3子カウント】★免除

14 認可保育所・小規模保育施設・家庭的保育施設利用に関するご案内

(1) 保育施設の開園日

月曜日から土曜日まで。ただし、年末年始（12月29日～1月3日）と国民の祝日（振替休日含む）はお休みです。

(2) 保育時間

入所したお子さんの保育時間は、保育必要量で区分された時間（11時間または8時間）の中で、就労等の実態に合わせた保育の必要な時間を施設と保護者で相談の上、決定します。

●慣らし保育について●

入所・転所後、園生活に慣れるため、短い保育時間から徐々に通常の保育時間にしていきます。お子さんの状況によって期間に差がありますので、ご協力をお願いいたします。（入所月より前の実施はできません。）

(3) 保育が必要な事由(要件)と在園期間(保育を利用できる期間)について

入所したお子さんの在園期間は、保護者の方の状況によって変更が生じることがあります。

番号	保育が必要な事由 (要件)	保育を利用できる期間
①	就 労	就労している期間
②	出 産	出産予定月とその前後2か月間の計5か月以内
③	疾病・障害	治療に要する期間（疾病の場合）
④	看護・介護	看護・介護に要する期間
⑤	災 害 復 旧	災害復旧に要する期間
⑥	求 職 (内定・起業準備含む)	活動期間は3か月間、就労開始したら①へ
⑦	就 学	在学している期間
⑧	そ の 他	市長が特に必要と認めた期間

- 出産要件の場合は利用期間が満了すると、翌月以降は施設を利用することができなくなります。
- 求職中または内定の方は「就労証明書」(★)を期間満了日までに提出することにより、就労に切り替わります。
- 「保育が必要な事由」にあてはまらなくなった場合は、年度途中であっても退所となります。

以下は在園期間変更の例です。保護者の状況に変更が生じたら、必ずご連絡ください。手続きに必要な書類については36 ページを参照してください。

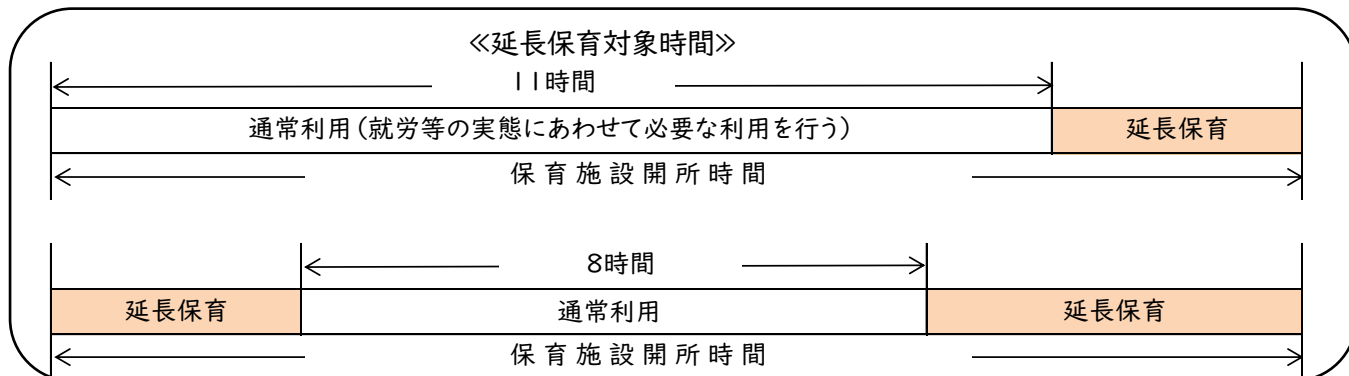
保護者の状況	保育を利用できる期間の変更
就労していたが退職し、求職中となった	退職した翌月（届出日の翌月ではありません）から起算して3か月間に短縮されます。 <u>ただし、退職日が月の初日の場合は、その月から3か月間となります。</u> 再度就労開始するとお子さんの就学始期まで在園期間を延長します。
就労していたが退職し、職業訓練校へ入学した	職業訓練校修了予定月までに短縮されます。 学校修了後、就労開始するとお子さんの就学始期まで在園期間を延長します。すぐに就労先が決まらない場合は求職要件となり、3か月以内に就労しないと退所となります。
第2子以降を出産し、育児休業を取得する	すでに在園しているお子さんの在園期間は、お生まれになったお子さんが、満1歳を迎える月末までとなります。それ以降、育児休業を延長した場合には、最長で生まれたお子さんが2歳になる月末まで在園期間を延長できます。延長後の期間満了日までに職場復帰できない場合は退所となります。なお、就労要件で育児休業を取得する場合、 <u>出生3か月目（1日生まれに限り2か月目）になる月の1日から保育必要量は「短時間」に変更となります。</u>

(4)延長保育の利用について

東久留米市内の以下に掲載する認可保育施設では延長保育を実施しています。

支給認定証に記載されている保育必要量により定められている、保育利用可能時間（通常利用）以外の開所時間に保育を利用する場合、延長保育となります。

延長保育は、原則満1歳を迎えたお子さんで、施設に延長保育利用申請書等を提出し、認められた場合に利用できます。



●公設公営・公設民営認可保育所

公設公営・公設民営認可保育所の延長保育料は、各園で利用実績を集計後、東久留米市から請求します。

《標準時間認定子どもの延長保育》

実施園	延長保育利用時間	料金形態
はくさん	午後6時から午後7時まで	●午後6時から午後7時：月額2,500円 ただし、1か月の利用日数が4日以下の場合は、 利用日数×500円とする。
ちゅうおう		
ひばり	①午後6時から午後7時まで ②午後6時から午後8時まで	①午後6時から午後7時の利用は月額2,500円 ただし、1か月の利用日数が4日以下の場合は、 利用日数×500円とする。 ②午後6時から午後8時：月額5,000円 ただし、1か月の利用日数が4日以下の場合は、 利用日数×1,000円とする。 ※午後7時までの利用と午後8時までの利用を組み合わせ た場合であっても、利用の上限は月5,000円とする。
上の原さくら		

※ただし、上記の施設では午後6時から午後6時半までの利用について、当面の間利用料を免除します。

《短時間認定子どもの延長保育》

実施園	延長保育利用時間	料金形態
はくさん	①午前7時から午前8時半まで ②午後4時半から午後6時まで ※午後6時以降の延長保育は 標準時間認定と同様に、当面の 間利用料を免除します。	1日につき、 ●1時間まで 500円 ●2時間まで 1,000円 ●3時間まで 1,500円 ※1か月の上限2,500円 ただし、午前8時半よりも前の延長時間と午後4時半から午後6時までの延長保育時間を合算した時間とする。 午後6時を過ぎた延長保育については標準時間の延長保育利用料に準ずる。
はちまん		
まえさわ		
ちゅうおう		
たきやま		
ひばり		
上の原さくら		

●私立認可保育所

私立認可保育所の延長保育料は、各施設に直接支払います。

《標準時間認定子どもの延長保育》

実施園	延長保育利用時間	料金形態
久留米みのり	午後6時から午後6時半まで	無料
あそか	午後6時から午後7時まで	●500円／時間 ※1か月の上限2,500円
滝山しおん	午後6時から午後7時まで	●18時から19時の利用ごとに500円
下里しおん	午後6時から午後7時まで	●18時から19時の利用ごとに500円
くるみ	午後6時から午後6時半まで	《月極め契約》 ●乳児(0～2歳児クラス)2,500円／月 ●幼児(3～5歳児クラス)2,000円／月 《突発利用》 250円／30分 ※突発利用の利用上限金額は月極め契約と同じ
Nicot東久留米	午後6時から午後8時まで	公設公営・公設民営認可保育所(31ページ)と同じ
わらべみなみ	①午後6時から午後7時まで ②午後6時から午後8時まで	①500円／回 ②1,200円／回(夕食付のため)
いちご	午後6時から午後8時まで	●250円/30分
かたばみ	実施なし	—
東久留米おひさま	午後6時から午後8時まで	●250円／30分
こでまり	①午前7時から午前7時半まで ②午後6時半から午後8時まで	200円／30分 ①②合算で上限3,000円／月
トレジャーキッズ ひがしくるめ	午後6時から午後7時まで	《月極め》2,000円／月 《スポット利用》500円／時間
わらべ東久留米	①午後6時から午後7時まで ②午後6時から午後8時まで	①500円／回 ②1,200円／回(夕食付のため)
まなびの森保育園 ひばりヶ丘	午後6時から午後8時まで	公設公営・公設民営認可保育所(31ページ)と同じ



《短時間認定子どもの延長保育》

実施園	延長保育利用時間	料金形態
久留米みのり	①午前7時から午前8時半まで ②午後4時半から午後6時半まで	公設公営・公設民営認可保育所(31ページ)と同じ
あそか	①午前7時から午前8時半まで ②午後4時半から午後7時まで	公設公営・公設民営認可保育所(31ページ)と同じ
滝山しおん	①午前7時から午前8時半まで ②午後4時半から午後7時まで	●7時～8時半の利用ごとに500円 ●午後4時半～午後6時の利用ごとに500円 ●午後6時～午後7時の利用ごとに500円
下里しおん	①午前7時から午前8時半まで ②午後4時半から午後7時まで	●7時～8時半の利用ごとに500円 ●午後4時半～午後6時の利用ごとに500円 ●午後6時～午後7時の利用ごとに500円
くるみ	①午前7時から午前8時半まで ②午後4時半から午後6時まで	●500円／時間 ●250円／30分 ※1か月の上限2,500円
Nicot東久留米	①午前7時から午前8時半まで ②午後4時半から午後6時まで	250円／30分 ①②の時間区分ごとに30分の利用回数をカウントする。 5回以上利用の場合は①②各々1,250円／月を上限とする。
わらべみなみ	①午前7時から午前8時半まで ②午後4時半から午後6時まで	●500円／30分
いちご	①7時半から8時半まで ②午後4時半から午後6時まで	●250円／30分
かたばみ	①7時半から8時半まで ②午後4時半から午後6時半まで	●200円／30分
東久留米おひさま	①午前7時半から午前8時半まで ②午後4時半から午後6時まで	●250円／30分
こでまり	①7時から8時半まで ②午後4時半から午後8時まで	●200円／30分 ①②合算上限で上限3,000円／月
トレジャーキッズ ひがしくるめ	①午前7時から午前8時半まで ②午後4時半から午後7時まで	朝と夕それぞれ1時間各2,000円／月 《スポット利用》500円／時間
わらべ東久留米	①午前7時から午前8時半まで ②午後4時半から午後6時まで	●500円／時間
まなびの森保育園 ひばりヶ丘	①午前7時から午前8時半まで ②午後4時半から午後6時まで	250円／30分 ①②の時間区分ごとに30分の利用回数をカウントする。 5回以上利用の場合は①②各々1,250円／月を上限とする。

●小規模保育施設

小規模保育施設の延長保育料は、各施設に直接支払います。

(小規模保育施設A型・B型)

＜標準時間認定子どもの延長保育＞

実施園	延長保育利用時間	料金形態
おひさま保育室	午後6時半から午後7時まで	300円／30分
東久留米みさと	午後6時から午後7時まで	公設公営・公設民営認可保育所(31ページ)と同じ
なかよし	午後6時から午後7時まで	≪月極め契約≫ ●30分延長5,000円／月 ●1時間延長10,000円／月 ≪突発的な利用≫ ●30分300円 ●1時間600円
どれみ保育園 東久留米西口	午後6時半から午後7時半まで	≪月極め契約≫ 10,000円／月 ≪突発的な利用≫ 30分300円
ひよこルーム	午後6時から午後7時まで	300円／30分
たんぽぽ	実施なし	—
つくし	午後6時から午後7時まで	300円／30分
NICOLAND ほいくえん東久留米	午後6時から午後7時まで	≪月極め契約≫ ●30分延長5,000円／月 ●1時間延長10,000円／月 ≪突発的な利用≫ ●10分100円
ひがしくるめ大門町	午後6時から午後7時まで	≪月極め契約≫ ●30分延長5,000円／月 ●1時間延長10,000円／月 ≪突発的な利用≫ ●30分300円
わらべ東久留米駅前	午後6時から午後7時まで	≪月極め契約≫ ●30分延長5,000円／月 ●1時間延長10,000円／月 ≪突発的な利用≫ ●30分300円

＜短時間認定子どもの延長保育＞

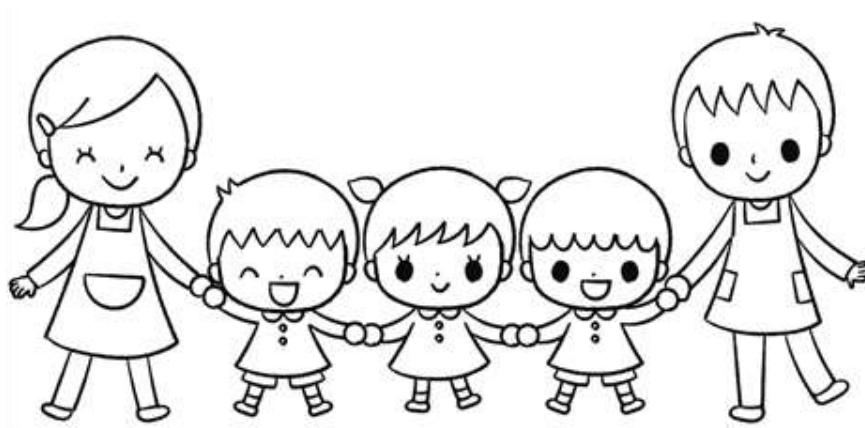
実施園	延長保育利用時間	料金形態
おひさま保育室	①午前7時半から午前9時まで ②午後5時から午後7時まで	300円／30分
東久留米みさと	①午前7時半から午前8時半まで ②午後4時半から午後7時まで	公設公営・公設民営認可保育所(31ページ)と同じ
なかよし	①午前7時から午前8時半まで ②午後4時半から午後7時まで	●300円／30分 ●600円／時間
どれみ保育園 東久留米西口	①午前7時半から午前8時半まで ②午後4時半から午後7時半まで	300円／30分
ひよこルーム	①午前7時から午前8時半まで ②午後4時半から午後7時まで	300円／30分
たんぽぽ	①午前7時半から午前8時半まで ②午後4時半から午後6時半まで	300円／30分
つくし	①午前7時から午前8時半まで ②午後4時半から午後7時まで	300円／30分
NICOLAND ほいくえん東久留米	①午前7時から午前8時半まで ②午後4時半から午後7時まで	100円／10分
ひがしくるめ大門町	①午前7時から午前8時半まで ②午後4時半から午後7時まで	標準時間認定と同じ
わらべ東久留米駅前	①午前7時から午前8時半まで ②午後4時半から午後7時まで	500円／30分

(小規模保育施設 C 型)

実施園	延長保育利用時間	料金形態
げんき保育室	午後5時から午後5時半まで	原則として延長保育は行っておりません。 ただし、突発的な理由で開所時間内に送迎が出来ない場合のみ対応します。

●家庭的保育施設

実施園	延長保育利用時間	料金形態
ささき家庭保育室	①午前8時から午前8時半まで ②午後5時から午後6時まで	原則として延長保育は行っておりません。 ただし、突発的な理由で開所時間内に送迎が出来ない場合には、保育時間(8時間)または開所時間を超えて、個別契約時間外として対応しています。 500円/30分
たなか家庭保育室	①午前8時から午前8時半まで ②午後5時から午後6時まで	
にしじま家庭保育室	①午前8時から午前8時半まで ②午後5時から午後5時半まで	
きむら家庭保育室	①午前8時から午前8時半まで ②午後5時から午後5時半まで	
おだ家庭保育室	①午前8時から午前8時半まで ②午後5時から午後5時半まで	
あだち家庭保育室	①午前8時から午前8時半まで ②午後5時から午後6時まで	



(5)入所後の各種手続きについて

認可保育施設在園中に以下のような変動がありましたら、該当の書類を子育て支援課まで提出してください。

状 況	提 出 書 類	
就 労	①変動届(★) ②就労証明書(★)	
	勤務形態が不規則な場合	シフト表
	自営業や内職の場合	タイムスケジュール表(★) 直近の確定申告書の写し(法人化している場合は源泉徴収票の写し)等 ※提出ができない場合は「開業届」、「営業許可書」、各種契約書の写し等、業務内容が確認できるもの
	家族従業者の場合	青色申告書・確定申告書の写し タイムスケジュール表(★)
育児休業 取得	常勤・パート・派遣社員等の場合 ①変動届(★) ②就労証明書(★)(育児休業期間が記入されているもの)	
	自営業や内職、勤務先に育児休業制度がない等の理由で育児休業法に基づく育児休業が取得できない場合 ①変動届(★) ②育児にかかわる申請書 ※市様式 保護者自身が記載してご提出ください。	
	<u>育児休業期間延長により在園延長する場合は、再度就労証明書や育児にかかわる申請書の提出が必要となります。</u>	
	【育児休業(またはそれに準ずる休職、退職)に関する注意事項】 育児にかかわる兄弟姉妹の保育施設在園期間は、原則として生まれた子が満1歳になる月末までです。 生まれた子が満1歳を迎える月に保育施設入所保留となり、やむを得ず復帰できない場合に限り、最長で2歳になる月末まで在園期間の延長が可能です。 (翌月以降は退所となります。)	
求職 (勤務先を退職)	退職日を記入した「変動届」(★) ※求職中の在園期間は3か月間(その間の保育必要量は短時間)となります。	
妊娠・出産	①出産予定日を記入した「変動届」(★) ②母子手帳の表紙と分娩予定日を記載するページの写し	
疾病・障害	医師の診断書(様式はありません) または 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し	
親族の 介護・看護	①要看(介)護者の診断書や手帳の写し等、介護・看護が必要なことがわかる書類 ②看(介)護をする方のタイムスケジュール表(★)	
就学	①在学証明書や入学証明書等、学生であることがわかる書類 ②時間割表	
り災した	り災証明 ※消防署にり災申告し、手続きしてください	
引っ越し	市内転居 新住所を記載した「変動届」(★) 市外転出 「退所届」※市様式	【市外転出後も東久留米市内の保育施設を継続通所する場合】 ①「退所届」の中で、転出後の継続利用について「希望する」に○をして提出してください。 ②転入先自治体の保育施設担当課にて、継続通所のお手続きをしてください。 <u>上記2点が完了しませんでした、継続通所でできず転出した月で退園となります。</u>
結婚した	①婚姻した日、配偶者氏名、婚姻後の世帯構成を記入した「変動届」(★) ②婚姻後の世帯構成がわかる戸籍謄本(全部証明) ③配偶者の保育の必要性を証明する書類(「就労証明書」など。14ページ参照) ④配偶者の住民税(非)課税証明書 ※1月1日現在住民登録が東久留米市でなかった方のみ(15ページ参照)	
離婚した	①離婚した日、離婚後の世帯構成を記載した「変動届」(★) ②離婚後の世帯構成がわかる戸籍謄本(全部証明)	
生活保護	受給開始 受給証明書(福祉総務課発行のもの)	
	受給終了 ①生活保護連絡票(福祉総務課発行のもの) ②住民税(非)課税証明書 ※1月1日現在住民登録が東久留米市でなかった方のみ	
保育施設に通っている子ども が病気やけがで入院したので 保育園を休所したい	①休所届 ※市様式 ②医師の診断書等 (症状、療養に必要な期間が明記されているもの)	休所期間は最大2か月です。 以降は退所となります。 詳細は子育て支援課までご相談ください。
退所	退所届(★)※市様式	

★マークのついている書類については、東久留米市のホームページよりダウンロードすることができます

15 その他の保育サービスのご案内

(1)一時保育

《利用対象となる方》

- ・東久留米市内に居住する方で、満1歳から就学前までのお子さん（かたばみ保育園も3歳以上児の利用が可能です）
- ・就労、通学、通院、看護（介護）や、傷病、災害、出産、冠婚葬祭等で断続的、もしくは緊急的に家庭での保育が困難となる方

- ・保護者の育児疲れや私的理由により一時的に保育が必要となる方

※原則として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っている又は在籍している乳幼児は、対象となりません。

《利用方法》

下記の一時保育実施園へ直接ご連絡ください。利用登録（無料）後、各園で決められた予約日に利用希望日を予約してください。希望が通った日に限り、一時保育を利用できます。

《利用限度》1園につき、週3日を限度（複数園登録可能です）

《利用料金》1日 2,000円 半日 1,000円

《実施園一覧》※ 保育園開所日（土曜日は除く）のみ実施しています。

園 名	住 所	電話番号	保育時間
ひばり保育園	ひばりが丘団地8-10	042-463-6655	午前9時～午後5時
上の原さくら保育園	上の原1-2-44	042-477-1359	午前8時半～午後5時
久留米みのり保育園	大門町1-3-4	042-473-1000	午前8時半～午後4時半
あそか保育園	下里4-1-21	042-473-3971	午前8時半～午後4時半
下里しおん保育園	下里7-8-20	042-474-2977	午前8時半～午後5時
Nicot東久留米	現在休止中		
わらべみなみ保育園	南町1-8-51	042-451-7373	午前9時～午後5時
かたばみ保育園	前沢1-4-35	042-479-4000	午前8時半～午後4時半
東久留米おひさま保育園	幸町1-21-14	042-420-9781	午前9時～午後5時
こでまり保育園	中央町2-3-57	042-420-1147	午前8時半～午後4時半
わらべ東久留米保育園	幸町1-1-24	042-470-8778	午前9時～午後5時

(2)病児・病後児保育

病児・病後児保育とは、児童が病中又は病気の回復期にあって集団保育が困難な期間、医療機関に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行うという保育サービスです。

利用の詳細に関しては、下記実施施設へお問い合わせください。

《めぐのへや HP》

《社協 HP 施設紹介》



《実施施設》 さいわい町診療所併設 こども静養室めぐのへや

住 所：幸町5-7-1 電話：042-420-9095

<https://megunoheya.business.site/>

<https://www.higashikurume-shakyo.or.jp/index.php/kouryuu/191-2010-08-23-05-15-00.html>

《開所時間》月～金曜 午前9時～午後5時 ※土日、祝日、お盆、年末年始及び医師不在時は休所となります。

《対象年齢》満1歳から小学校低学年までのお子さんで病児及び回復期のお子さん

《利用方法》事前に登録が必要です。登録の際には、健康な状態のお子さんと一緒に施設にお越しいただきます。

- ・持ち物・・・保険証、母子手帳、お薬手帳（お持ちの方）

《利用料》登録料 2,000円（年間）

保育料 4時間まで 2,000円 ※市外在住者は3,000円

4時間以上 4,000円 ※市外在住者は6,000円 時間外 600円／30分

16 幼稚園・認定こども園の入園について

≪幼児教育・保育無償化について≫

令和元年10月から開始した幼児教育・保育無償化により満3歳児クラスから5歳児クラスの保育料は月額25,700円（一時預かり部分は月額11,300円まで）を上限として無償化されました。詳細は別冊「幼児教育・保育等の利用料制度のご案内」をご確認ください。

●東久留米市内の幼稚園●

「各幼稚園が建学の精神を大切にしながら、保護者の方のご要望に応えることができるような特色ある教育を行うと共に、通常保育の前後と長期休業中に長時間預かり保育を行うことで、子育て支援にも取り組んでいます。」

（東久留米市私立幼稚園連合会作成パンフレットより抜粋）

●新たに入園申込みをする場合●

幼稚園、認定こども園への入園を希望する場合は、施設に直接申し込みを行います。東久留米市外の施設であっても、入園可能です。定員を超える場合は、施設側で選考を行います。（認定こども園2号児については、市が保育施設入所の基準に従い利用調整を行います。）

●保育園との併願について●

43 ページの Q&A をご覧ください。

≪入園申請時の注意点≫

■幼稚園には、新制度に移行している園と、移行していない園があります。（市内園については 42 ページの表を参照。市外園については、園にお問い合わせください。）

(1)入園申込みの手順（詳細は幼稚園へ直接お問い合わせください）

① 入園申込み

- ・4月入園の場合、前年の10月頃までに各園で入園説明会を実施、10月15日頃より願書の配布を開始。願書提出は11月初め。（認定こども園2号児に申請する場合は、教育・保育認定申請も行います。）
- ・5月以降の入園については、各園にお問い合わせください。

②入園内定（4月入園の場合） 認定こども園2号児以外は11月初旬に内定。2号児は11月下旬頃。

未移行

新制度移行園

③施設等利用給付認定申請

保育料無償化（月額25,700円まで。）を受けるため必要となります。預かり保育の無償化の申請をされる場合も、同時に行えます。

③教育給付認定申請（1号児の場合。8ページ）

新制度園入園にあたり、必ず必要となります。預かり保育の無償化を受けたい場合は、施設等利用給付認定申請も合わせて必要となります。

④支給認定通知書の送付

市より新1号または新2号認定の通知をお送りします。

④支給認定証の送付

市より1号または2号認定の通知をお送りします。1号認定児童で預かり保育の無償化の利用給付申請を行った場合は、新2号認定の通知もお送りします。

⑤入園

(2)私立幼稚園の預かり保育(一時預かり)について

私立幼稚園各園では教育時間前後の預かり保育(一時預かり)を実施しています。「うちは共働きだから、幼稚園には預けられない…」とお考えの方、ご家庭の状況に合う幼稚園が見つかるかもしれませんので、私立幼稚園の利用を検討してみてもいかがでしょうか。

≪預かり保育(一時預かり)の無償化に関する手続き≫

保育の必要性が認められた方に限り、預かり保育(一時預かり)の保育料が月額上限11,300円(日額450円×利用日数)まで無償化されます。市外の幼稚園に通う場合も対象となります。

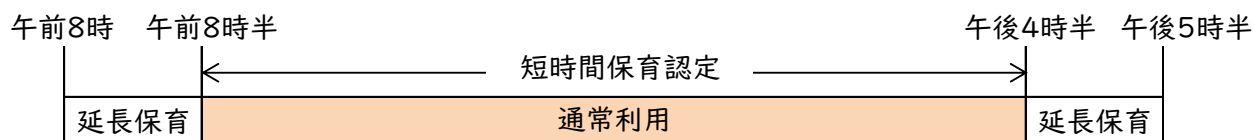
4月入園の場合、入園前に幼稚園を通じて申請書が配布されますので、3月末までに市にご提出ください。

1日の利用時間の例

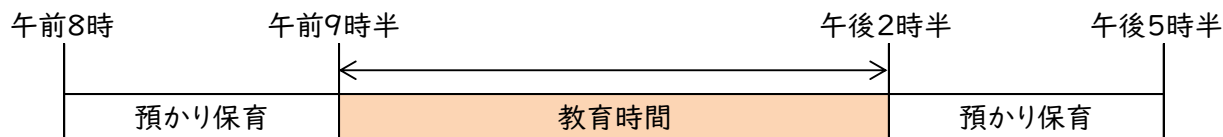
[両親がフルタイムとパートタイム(就労時間合計が週30時間未満)で共働きの場合]

幼稚園の教育時間と前後の預かり保育を利用することで、保育園の保育時間と同等の時間を預けることができます。

保育園の利用時間例(短時間認定)



幼稚園の利用時間例(前後預かり保育(一時預かり)を利用)



(3)私立幼稚園の補助制度について(令和5年10月時点)

※以下は、新制度に移行していない幼稚園についての説明です。認定こども園・新制度幼稚園も含め、詳細は別冊「幼児教育・保育等の利用料制度のご案内」をご覧ください。(令和6年度は内容が変更となる場合があります)
※市外の私立幼稚園に通園する場合も、補助の対象となります。

1 保育料・入園料について

(1)保育料の無償化

月上限25,700円まで無償化されます。

- ① 法定代理受領＝市内園及び一部市外園（園所在自治体等の事情により異なります）
市から保護者への給付を園が代理で受領することで、保育料が減額されます。

例：保育料月 30,000 円の園
月 30,000 円－月上限 25,700 円＝4,300 円が月の自己負担額

- ② 償還払い＝一部市外園

市から保護者へ給付します。4～9月分は11月下旬、10～3月分を5月下旬に口座振込予定です。

例：保育料月 30,000 円の園
毎月園へ支払う→半年で 30,000 円×6 か月＝180,000 円の支出
→半年後に 25,700 円×6 か月＝154,200 円が市から振り込まれる
⇒実質半年分自己負担 25,800 円（月換算 4,300 円が自己負担額）

(2)入園料について

- ①対象となる年度：入園初年度のみ
②金額と交付対象：入園料の月割額と保育料との合算が、月上限 25,700 円まで無償化されます。

(3)保護者補助金について(自己負担分への補助制度)

保育料に自己負担が残る場合は、東京都及び市からの補助制度があります。自己負担額を上限に、東京都分は月 1,800 円～6,200 円、市分は月 3,300 円が補助されます。
給付方法は半年ごとの償還払いです。

例：保育料月 30,000 円の園
保育料 30,000 円－無償化分 25,700 円⇒残 4,300 円－都分月 1,800 円＝残 2,500 円
残 2,500 円まで市分月 3,300 円補助対象＝実質自己負担 0 円

2 預かり保育事業の無償化について

保育の必要性を市に認められた場合に限り、実支払額と日額 450 円×預かり保育利用日数の額とを比較し、低い方の額を補助します。
給付方法は半年ごとの償還払いです。

◎計算例【例 預かり保育料 1 日あたり 400 円の場合】

20 日利用すると、実績 8,000 円 < 無償化基準：450 円×20 日＝9,000 円
⇒低い方の実績額をとり、8,000 円支給（実質自己負担0円）

※ 提供証明証・領収証またはそれに類する書類は請求時に必要となる場合がありますので、大切に保管してください。

3 給食食材料費について

給食をご利用になる場合、給食食材料費は基本的に自己負担です。ただし、以下に該当する場合、一部又は全部が補助されます。

※認定こども園・新制度幼稚園の2号児は別の基準額となります。詳細は別冊「幼児教育・保育等の利用料制度のご案内」をご確認ください。

(1) 市民税所得割額 77,101 円未満の世帯の児童

※保護者の課税額の合算額です。

(2) 全ての世帯の「第3子」(小学校3年生以下のこどものうち最年長の子を第1子として年齢順に数えた場合に第3子以降にあたるすべての児童)の児童

条件	兄弟姉妹カウント対象
市民税所得割額 77,101 円以上の世帯	小学校3年生以下のこどものうち最年長の子を第1子として年齢順に数えた場合に第3子以降にあたる児童 (例) 小学校4年生 ×本来第1子だが算定対象外 小学校3年生 ○【第1子カウント】 幼稚園年長 ○【第2子カウント】給食費は有料です 幼稚園年少 ○【<u>第3子カウント</u>】<u>給食費無料</u>

(3) 補助の方法

いったん園に給食食材料費をお支払いいただき、実支払額と副食費(おかず代)の月上限補助額 4,500円とを比較し、低い方の額を適用します。

7月頃に配布する申請書に記入していただいた、ご指定の口座に半年に一度、お振り込みいたします。なお、市内園は副食費に加えて、主食費(米飯・パン等)が月1,190円まで補助対象となります。

※ 領収証またはそれに類する書類は請求時に必要となる場合がありますので、大切に保管してください。



湧水の妖精
るるめちゃん

東久留米市地域資源 PR キャラクター

市内幼稚園一覧表、幼稚園マップ

◀ 幼稚園・認定こども園 ▶

分類	施設名	所在地	電話番号 (042)	クラス設定				2歳児 プレ 教室	開所時間 (預かり保育時間含む)	長期休業中の 預かり保育実施期間
				満3	3歳	4歳	5歳			
(新制度園) 幼稚園型認定こども園	1 神山幼稚園 (学)新倉学園	神宝町1-17-12	471-2549	○	○	○	○	○	午前7時50分 ～ 午後7時	①夏休み 毎日実施 ②冬休み 毎日実施 ③春休み 毎日実施
	2 東久留米こども園 前沢幼稚園 (学)小金井学園	前沢2-2-2	471-4155	○	○	○	○	○	午前7時半 ～ 午後6時半	①夏休み 7月20日～8月31日 ②冬休み 12月20日～1月8日 (但し12/29～1/3を除く) ③春休み 3月20日～4月10日
(新制度に移行した) 幼稚園	3 自由学園 幼児生活団幼稚園 (学)自由学園	学園町1-11-17	422-3118		○	○	○	○	午前8時 ～ 午後6時	①夏休み 7月21日～8月31日 (お盆休みを含む1週間を除く) ②冬休み 12月21日～1月7日 ③春休み 3月21日～4月6日
(新制度に移行していない) 幼稚園	4 落合幼稚園 (学)西川学園	新川町1-13-19	471-2639		○	○	○	○	午前7時半 ～ 午後6時半	①夏休み 7月21日～8月31日 ②冬休み 12月21日～1月8日 ③春休み 3月21日～4月9日
	5 久留米神明幼稚園 (学)東京吉田学園	中央町2-9-30	471-2726		○	○	○	○	午前8時 ～ 午後6時	①夏休み 7月22日～8月29日 ②冬休み 12月20日～1月7日 ③春休み 3月21日～4月8日 変更、詳細はその都度お知らせします。
	6 豊島なでしこ幼稚園 (学)なでしこ学園	東本町8-14	471-3772		○	○	○	○	午前8時 ～ 午後6時	①夏休み 7月21日～8月31日 ②冬休み 12月20日～12月28日 ③春休み 3月20日～3月31日

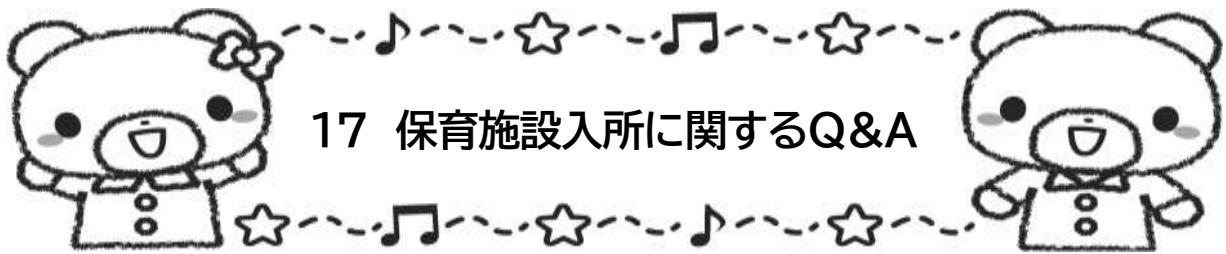
※長期休業中の預かり保育実施期間は土日祝日、及び年末年始を除きます。

※2歳児プレ教室の実施回数や費用は幼稚園により異なります。

※最新の状況については各園にお問い合わせください。

幼稚園マップ





17 保育施設入所に関するQ&A

○教育・保育給付認定について

Q1. 「教育・保育給付認定」を受けないと、保育施設は利用できないのですか。

A1. 教育・保育給付認定が必要な施設と、不要な施設があります。

《教育・保育給付認定が必要な施設》

- ・認可保育所 ・地域型保育施設（小規模保育施設、家庭的保育施設） ・認定こども園
- ・新制度に移行している幼稚園（1号認定） ・企業主導型保育施設

《教育・保育給付認定が不要な施設》

- ・新制度に移行していない幼稚園（未移行園） ・東京都認証保育所

Q2. 認定証に有効期限はありますか。

A2. 認定証の有効期限は原則として、2号認定は就学前まで、3号認定は満3歳の誕生日の前々日までです。
くわしくは 8 ページをご覧ください。

Q3. 3号認定（3歳未満）のこどもが満3歳になった場合、何か手続きが必要ですか。

A3. 自動的に変更となりますので、改めてお手続きをする必要はありません。なお、2号認定に変更した認定証はお送りしますので、必要な場合は子育て支援課へご連絡ください。

Q4. 認定証をなくしてしまいました。再発行はできますか。

A4. 市役所子育て支援課の窓口までお越しいただき、再発行の手続きをしてください。

○入所申請について

Q5. 幼稚園と保育所を併願することはできますか。

A5. 認定証が不要な幼稚園の場合（私学助成対象園） ※市外施設の場合も同様

併願することができます。幼稚園の入園内定を得ている場合でも、通常通り市に保育施設入所申請をしてください。保育施設の内定を得た場合は、4月以降の入所施設を選択できます。幼稚園に入園する場合は、保育施設入所の取り下げ手続きが必要となります。

保育施設の内定が得られなかった場合は、すでに内定を得ている幼稚園に通うこととなりますが、保育施設の入所申請は有効ですので、5月以降の利用調整の対象となります。幼稚園へ通いはじめて、もう保育施設へ入所させる意思がなくなった場合は、認可保育施設入所申請の取り下げ手続きをしてください。

認定証が必要な幼稚園（1号）や認定こども園の場合 ※市外施設の場合も同様

認定こども園（2号）の内定を得ている場合は、併願できません。認可保育施設の入所を希望する方は、あらかじめ認定こども園（2号）の内定を辞退した上で、改めて認可保育施設の入所申請をしてください。認定こども園（2号）申請をしたが内定していない（保留）場合は、認可保育施設の入所申請ができます。ただし、どちらかが内定した時点で、片方の申請を取り下げいただきます。

幼稚園や認定こども園の1号認定（教育標準時間）で内定を得ている方については、私学助成対象園の場合と同様に、併願することができます。

○入所利用調整会議、指数について

Q6. 入所利用調整の方法を教えてください。

- A6. ①期限までに提出された書類等により、保育実施基準指数表及び調整指数表(22~23 ページ)に基づいて指数を算出します。期限内に保育の必要性を確認する書類のご提出が無い場合、「求職中(内定なし)」として指数を算出します。
- ②指数の高い方から希望の保育施設に内定します。指数が同一の場合は、「同一指数世帯の優先順位」(23ページ)を順に見て、あてはまる方が先に調整対象となります。ただし、東久留米市民(転入予定者含む)が優先となりますので、転入予定のない市外からの申請者は東久留米市民の調整後に調整を行います。なお、入所利用調整は希望した施設だけで行われます。申請書の希望施設欄に記入していない保育施設に内定することはありません。

Q7. 勤務時間が午前9時から午後5時まで休憩が60分の場合、入所利用調整の就労時間はどのように指数付けされますか。

- A7. 指数は就業規則や雇用契約で定められた日数や時間で判断します。休憩時間60分は就労時間に含めていますので、上記の場合は8時間としています。ただし、60分以上の休憩がある場合は、60分を超えた分を差し引いています。例えば勤務時間が午前9時から午後5時までの勤務で休憩が90分ある場合は、8時間から30分を差し引いて7.5時間として判定しています。

Q8. 育児休業明けで育児時間(育児短時間勤務)を利用する場合、基準指数は低くなってしまいますか。

- A8. 育児短時間勤務取得中(見込みを含む)の場合、原則、育休取得前の勤務日数と時間で指数を算定します。育児短時間勤務を利用の方が従来のものより指数が高くなる場合は、そちらを優先します。いずれの場合も、育児短時間勤務をしている場合(取得予定含む)には、「就労証明書」の該当欄に必ず記載するようにしてください。

Q9. どのような世帯が単身赴任としてみなされますか。

- A9. 職場の命令により、自宅から通うことができない地域へ赴任するため、保護者のいずれかが長期不在である世帯を想定しています。自営業や出張、自己都合の場合は該当しません。単身赴任の場合は、追加書類が必要となりますので、14, 15 ページをご確認下さい。

○入所内定後について

Q10. 内定通知に同封されている健康診断は必ず受診しなければいけませんか。

- A10. 入所時健康診断は、法令に基づくものですので必ず受診してください。その際、保育施設によっては、指定された園医での受診となる場合があります。なお、健康診断費用は自己負担です。
- 転所された場合についても改めて健康診断を受診していただきます。なお、転所前後で同じ園医であっても健康診断は必要となります(この場合も自己負担です)。

Q11. 内定した保育施設で設定された面接日程は都合が悪いのですが。

- A11. 内定通知に同封されている面接日程のご都合がつかない場合は、内定した保育施設へ直接ご連絡ください。内定保育施設と調整していただき、改めて日程を組みなおせる場合には別日程で面接となります。ただし、施設によっては内定者同士の交流を兼ね、日程を揃えて一斉面接を行うことがあります。別日程のご案内ができない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

○東久留米市以外の施設を利用したい

Q12. 東久留米市以外の保育施設入所申請はできますか。

- A12. まずは、希望する施設のある市区町村の保育担当へお問い合わせください。申請先、申請期限、提出書類等は各市区町村で異なるので、必ず確認してください。転出する場合、転出後に転出先市区町村の保育施設入所担当部署にて改めて手続きが必要です。手続きをしない場合、入所することができなくなりますので、十分ご注意下さい。(24ページをご覧ください)

○東久留米市民ではないが、東久留米市の施設を利用したい

Q13. 東久留米市以外に住んでいますが、東久留米市の施設を利用できますか。

A13. 現在お住まいの市区町村を通して、申請することができます。ただし、入所希望月の前月の末日までに東久留米市に転入する予定のない方は、4月～9月は小規模保育施設・家庭的保育施設のみ申請を受け付けます。10月以降は認可保育所も含めて申請を受け付けます。詳しくは24ページをご覧ください。

なお、転入予定のない方の利用調整は東久留米市民（転入予定者含む）の申請者の調整終了後となります。

○入所後の在園期間、保育時間について

Q14. 求職中に入所申請しました。教育・保育給付支給認定の保育必要量は「短時間利用」で認定されています。入所後勤務先が決定した場合、利用時間を「標準時間」に変更することはできますか。

A14. 「就労証明書」を提出していただき、勤務時間が週30時間以上の場合または勤務時間・通勤時間により延長保育が恒常的に発生することが見込まれる場合は、提出のあった翌月1日から保育必要量を変更します。月途中で就労開始となる場合、保育必要量の変更は翌月からとなりますが実際の保育時間については在園する保育施設と相談の上、変更することができる場合があります。

Q15. 入所後第2子を出産しました。勤務先で育児休業制度を取得できないため退職しなければなりません。在園しているこどもは退所しなければいけませんか。

A15. 育児休業を取得できず退職した方は、「育児に関わる申請書」をご提出いただければ、在園を継続できます。

東久留米市内の認可保育施設に通所する場合は、育児休業の制度が整っていない勤務先に勤務している方も、育児休業を取得できる方と同じように在園することができます。在園できる期間は育児休業の方と同様、お生まれになったお子さんが満1歳に達する月末（最長で満2歳に達する月末）までの期間です。お生まれになったお子さんが満2歳に達した月末以降再就職できない場合、在園しているお子さんは退所となります。東久留米市外の施設に通う場合は、自治体により判断が異なります。まずはご連絡ください。

Q16. 派遣社員として勤務しており、育児休業中に保育施設入所内定となりましたが、育休復帰後の勤務先での勤務時間が、元の勤務先の時間より短くなってしまいます。退所となってしまいますか。

A16. 入所内定となった保育施設の入所利用調整は、元の勤務時間が記載された「就労証明書」により算定した指数に基づき行ったので、育休復帰後の勤務時間で算定した指数が元の時間で算定した指数より下がってしまう場合は、復帰した月中に元の時間と同じ指数にならない限り、原則として退所となります。（育児短時間勤務により時間が短くなる場合は除く）申請時と入所時の勤務時間が変更となる可能性がある方は、ご注意ください。

○利用者負担額(保育料)について

Q17. 住民税が未申告（または住民税（非）課税証明書未提出）のため保育料が最高階層で決定されました。どうすればよいですか。

A17. 未申告の方は住民税の申告、税証明未提出の方は利用者負担額（保育料）等の算定の対象となっている年度の住民税（非）課税証明書を提出していただければ、当該年度の4月、もしくは9月までさかのぼって利用者負担額を再算定します。ただし、年度をまたいでの再算定はできませんのでご注意ください。詳しくは26ページをご覧ください。

Q18. 2歳児クラスで入所し、年度途中で誕生日を迎え3歳になりました。保育料は年度途中から無償化の対象になりますか。

A18. 無償化対象者はクラス年齢を基準に決定するので、2歳児クラスの子が年度途中で3歳になっても3月31日までは2歳児クラスのため、無償化の対象となることはありません。4月（翌年度）から無償化の対象となります。

Q19. 利用者負担額(保育料)を滞納するとどうなりますか。

A19. 保育料は保育施設運営には欠かせない財源です。納期どおりに納めていただきますようお願いいたします。やむを得ず支払いが困難な場合はそのままにせず、必ず子育て支援課にご相談をお願いします。

状況によっては書面を取り交わした上で、分割納付の対応が可能です。なお、保育料は法律で、税金と同様の滞納処分が認められています。納期どおりお支払いいただいている方との公平性の観点からも、未納の状態が続く場合は、地方税法等の例により、財産差し押さえ等の処分を実施することがありますので、ご注意ください。

○その他

Q20. 保育施設の見学はできますか。

A20. 見学したい保育施設に直接お問い合わせいただき日程調整をした上で、見学することが可能です。

(※感染症拡大防止の観点などにより、一部制限させていただく場合があります。)

また、別冊「保育施設紹介のしおり」やホームページにも各施設の情報を掲載しておりますのでご覧ください。

Q21. 2階建ての保育園にはどんな環境整備がされていますか。

A21. 市内認可保育所には13か所の2階建て園があり、以下のような環境となっています。

園名	エレベーター	1階保育室	2階保育室
まえざわ	なし	乳児(0~2歳児)	幼児(3~5歳児)
ちゅうおう	階段昇降機設置	乳児(0~2歳児)	幼児(3~5歳児)
上の原さくら	あり	0~1歳児・一時保育	2~5歳児
久留米みのり	なし	0~3歳児	4~5歳児・一時保育
あそか	あり	4~5歳児	0~3歳児
滝山しおん	なし	幼児(3~5歳児)	乳児(0~2歳児)
下里しおん	なし	全園児(0~5歳児)	一時保育・しおん学園
くるみ	なし	乳児棟 0~1歳児	乳児棟 2歳児
		幼児棟 3歳児	幼児棟 4~5歳児
かたばみ	なし	1~2歳児・一時保育	遊戯室・会議室
わらべみなみ	あり	0~1歳児・一時保育	2~5歳児
東久留米おひさま	あり	全園児(0~5歳児)	一時保育
わらべ東久留米	あり	0~1歳児	2~4歳児 (3階・5歳児・一時保育)
まなびの森保育園 ひばりヶ丘	なし	0~3歳児	4~5歳児

Q22. 保育園内で虐待があったときどこに通報すれば良いですか。

A22. 東久留米市 子ども家庭部 子育て支援課 保育・幼稚園係にご連絡下さい。

電話:042-470-7745(直通)

保育施設マップ

(令和6年4月時点)



認可保育園

- | | |
|-------------|-----------------------|
| 1 はくさん保育園 | 11 下里しおん保育園 |
| 2 はちまん保育園 | 12 くるみ保育園 |
| 3 まえさわ保育園 | 13 N i c o t 東久留米 |
| 4 ちゅうおう保育園 | 14 わらべみなみ保育園 |
| 5 ひばり保育園 | 15 いちご保育園 |
| 6 たきやま保育園 | 16 かたばみ保育園 |
| 7 上の原さくら保育園 | 17 東久留米おひさま保育園 |
| 8 久留米みのり保育園 | 18 こでまり保育園 |
| 9 あそか保育園 | 19 トリジャーキッズ ひがしくるめ保育園 |
| 10 滝山しおん保育園 | 20 わらべ東久留米保育園 |
| | 21 まなびの森保育園ひばりヶ丘 |

家庭的保育施設

- | |
|-------------|
| 1 ささき家庭保育室 |
| 2 たなか家庭保育室 |
| 3 にしじま家庭保育室 |
| 4 きむら家庭保育室 |
| 5 おだ家庭保育室 |
| 6 あだち家庭保育室 |

病児・病後児保育

- | |
|---------------|
| 1 こども静養室めぐの部屋 |
|---------------|

小規模保育施設

- | |
|---------------------|
| ① おひさま保育室 |
| ② 東久留米みさと保育園 |
| ③ なかよし保育園 |
| ④ げんき保育室 |
| ⑤ どれみ保育園東久留米西口 |
| ⑥ ひよこルーム |
| ⑦ たんぽぽ保育園 |
| ⑧ つくし保育園 |
| ⑨ NICOLANDほいくえん東久留米 |
| ⑩ ひがしくるめ大門町保育園 |
| ⑪ わらべ東久留米駅前保育園 |

認可外保育施設

- | |
|---------------------|
| ◇1 東久留米プチ・クレイシュ |
| ◇2 ぽけっとランド南沢 |
| ◇3 B u n B u n 保育園 |
| ◇4 B u n B u n 保育園Ⅱ |